

富良野市景観計画 (案)

富良野市

2019年12月現在

目次

1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 計画の位置付け 2
3. 計画策定により期待される効果..... 3

2章 富良野市の景観特性と課題

1. 富良野市の概要 4
2. 富良野市の景観特性 8
3. 富良野市の景観づくりの課題..... 14
4. 富良野市の景観づくりの考え方..... 15

3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念 16
2. 基本方針 17

4章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域 18
2. 景観計画区域の区分（エリア分け） 19

5章 景観づくりのルール(行為の制限)

1. エリア別の景観づくりの基準..... 20
2. 届出対象行為 37
3. 届出に係る基本フロー図..... 38

6章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項

1. 景観重要建造物の指定の方針..... 39
2. 景観重要樹木の指定の方針..... 41
3. 景観重要公共施設の指定および整備に関する事項..... 42
4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項..... 44
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項..... 46
6. 景観づくりを支える仕組みに関する事項..... 46

7章 景観づくりの推進方策

1. 富良野市の景観づくりを支える推進方策..... 47

資料

1. 富良野市景観計画策定の経過..... 52
2. 富良野市景観計画策定委員会設置条例..... 57
3. 富良野市景観計画策定委員会委員名簿..... 58

1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

富良野市では、事業等による環境悪化や紛争を未然に防止し、自然環境を守ることを目的に、富良野らしさの自然環境を守る条例（平成 2 年条例第 21 号制定）を制定し、景観の保全に取り組んできました。また、富良野・美瑛観光圏整備計画による、自然環境や田園景観を活かした広域的な観光地域づくりを推進しています。

しかし、同条例の制定から約 30 年が経過し、訪日外国人の入込増加、外国資本による開発行為や宿泊施設等の建設の動きの活発化など、富良野市を取り巻く社会環境が変化してきております。

そのため、富良野市では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく景観地区に北の峰エリアを指定（平成 29 年）し、対応を図っています。

加えて、国では令和 2 年までに主要な観光地において、景観法（平成 16 年法律制第 110 号）に基づく、景観計画の策定を推進しています。

このように、富良野市の特性を活かした観光を推進するうえでも、秩序と調和をもたらす全市的な景観形成を図る必要性が高まっています。

そこで、富良野らしさの自然環境を守る条例の理念を受け継ぎ、農業と観光の調和のとれた富良野らしい景観形成を図るため、景観法に基づく「富良野市景観計画」「富良野市景観条例」を策定し、将来にわたって良好な景観形成を図ることを目的とします。

2. 計画の位置付け

富良野市景観計画および景観条例は、平成2年（1998年）に制定された「富良野らしさの自然環境を守る条例」の理念を受け継ぎ、景観法に基づく景観計画・景観条例となります。

策定にあたっては、「第5次富良野市総合計画」や「富良野市都市計画マスタープラン」などの上位計画・関連計画や観光に関する国の方針などとも連携します。

さらに、北の峰景観地区の指定内容も勘案した内容とします。



3. 計画策定により期待される効果

富良野市景観計画および景観条例は、富良野市の農業や観光といった地域産業や人々の暮らしを支える「トータルなまちづくり」の指針となる役割を担います。

本計画を策定することで、以下のような効果の創出が期待できます。



2章 富良野市の景観特性と課題

1. 富良野市の概要

景観は人々の暮らしによって形成されるものであり、その構成要素はさまざまです。

地域の景観特性を把握するためには、富良野市の地勢、歴史、産業、社会環境などを整理し、その景観が形成された背景を理解することが大切です。

そこで、景観計画の策定による富良野らしい景観づくりを図るため、まずは富良野市の概要を把握します。

富良野市の概要は、本市の特徴を表わすうえで重要となる以下の項目から整理します。

富良野市の概要把握項目

- (1) 位置・地形
- (2) 歴史
- (3) 産業
- (4) 観光
- (5) 中心市街地

(1) 位置・地形

- 富良野市は北海道のほぼ中央に位置する富良野盆地の中心都市であり、その市域の約7割に森林が広がっています

富良野市は人口 22,936 人（平成 27 年 国勢調査）の市で、北海道のほぼ中心に位置する富良野盆地の中心都市です。

東方に大雪山十勝岳連峰、西方に夕張山地、南部には東京大学北海道演習林があり、市域の約7割が森林という豊かな大自然が広がっています。

また、市の中央には、石狩川水系最長の支流である空知川が流れています。



(2) 歴史

●明治30年の入植以降、鉄道や道路の整備に伴う人口増加により市街地が形成されました

明治29年(1896年)に富良野原野植民地区画の設定が行われ、明治30年(1897年)に福岡県出身の中村千幹氏らが現在の扇山地区に入植したことから富良野の開拓が始まっています。

明治31年(1898年)に美瑛、富良野および歌志内間の連絡道路の開設や、東北帝国大学農科大学看守所(北海道大学富良野農場)が設置されました。明治33年(1900年)に旭川～下富良野間の鉄道が開通し、下富良野駅が設置されてからは急激に移住者が増加し、市街地が形成されていきました。

その後、明治36年(1903年)に下富良野以東を分割して、下富良野戸長役場を下富良野市街地に設置したのが、富良野市が拓かれた始まりとなっています。

昭和31年(1956年)に東山村と町村合併を行い、さらに昭和41年(1966年)に山部町と合併し、市制を施行しました。

(3) 産業

●基幹産業である農業や畜産をきっかけに、ワインやチーズをはじめとする特産品が多数あり、食のブランド化が進んでいます

基幹産業である農業の主な作物は、たまねぎやにんじんなどの野菜、ブランド化されている富良野メロンのほか、米や麦などの水稲・畑作も盛んです。

畜産も行われており、チーズ等の乳製品加工の開発製造も行われています。

加えて、冷涼な気候と地形を生かしたワイン用ぶどうの栽培もあることから、ふらのワイン等が特産品となっています。

地域別にみると、山部地区の主な作物は、米や醸造用ぶどう、メロンやスイカなどが挙げられます。また、東山地区ではジャガイモやにんじん、ビートや小麦、メロンや豆類などが盛んですし、富良野市東部地区においても、たまねぎやにんじん、小麦など畑作が盛んな地帯となっています。



(4) 観光

●自然環境や食、ドラマ等のロケ地、スキー場など富良野市内の魅力の活用とあわせ、広域での観光振興に取り組み、国内外から多くの観光客が訪れています

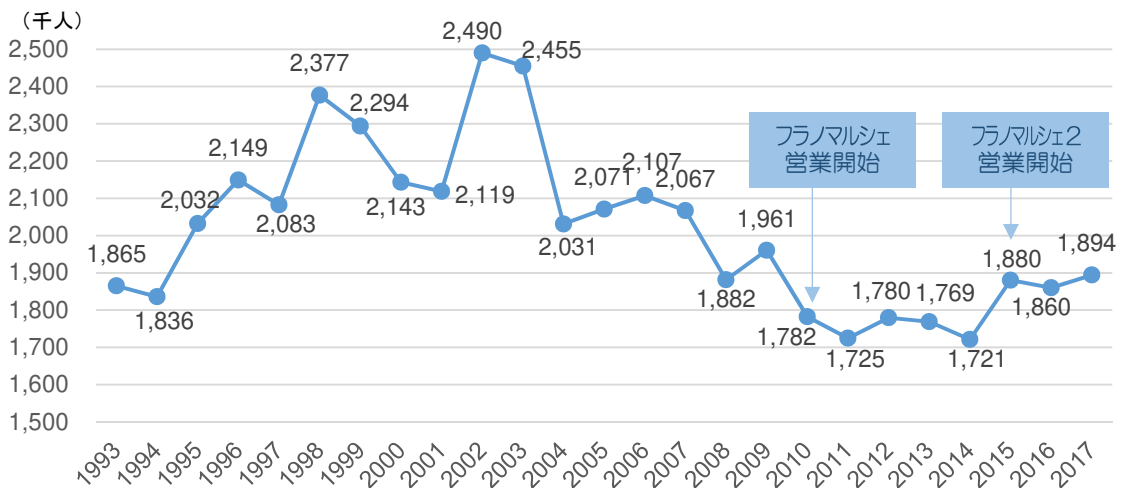
富良野市は年間観光入込客数が約 190 万人にのぼります。近年の観光入込客数の推移は横ばいですが、国内外問わず多くの旅行者が訪れています。

主な観光資源は、ラベンダー畑などの「田園景観」、農産物および加工品などの「食」、ドラマや映画の「ロケ地」、スキー場などの「リゾート」などが挙げられます。

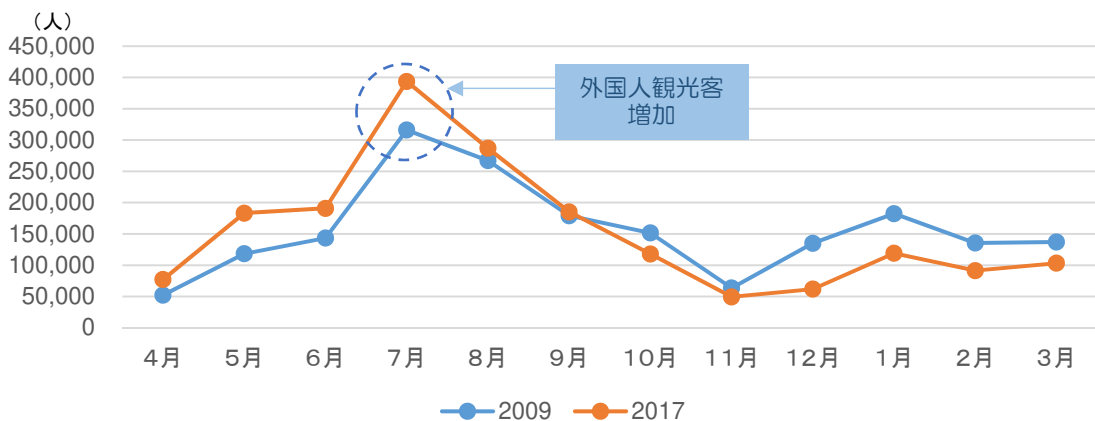
○広域の中の富良野市

- ・富良野市は、富良野・美瑛観光圏（富良野市・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村）として広域観光に取り組んでいます。「自然景観と花観光」をテーマに、四季をを生かした通年滞在型の広域連携を進めています。
- ・また、市街地にはフラノマルシェやコンシェルジュフラノなどの農産物販売所や周辺観光情報の拠点があり、宿泊施設も多いことから、富良野・美瑛地域の拠点となっています。

■富良野市 観光入込客数の推移（1993～2017）



■富良野市 観光入込 2009/2017 月別比較



※出典：第2次富良野市観光振興計画（ふらのビジョン 2030）2018～2030

(5) 中心市街地

●中心市街地の活性化による賑わいづくりが図られています

中心市街地の人口が減少しており、官民連携による中心市街地活性化の取組が進められています。特に、東5条通りと国道38号の交差点に位置するフラノマルシェは、平成22年4月22日に開業し、平成27年6月25日にはフラノマルシェ2が開業しました。平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）には、3年連続120万人の来場者となり、累計来場者数は800万人を記録しています。

加えて、フラノマルシェ周辺の地価推移は平成30年度で対前年上昇率1.3%、平成25年度対比で20.0%上昇しています。平成26年度からは5年連続の地価上昇となり、中心市街地活性化の取組に大きく貢献しているといえます。

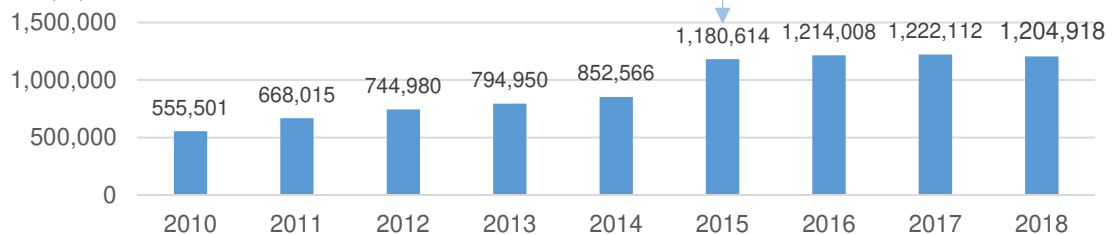
富良野市の中心市街地は、フラノマルシェを中心に、賑わいや交流の拠点としての役割を果たしています。

○広域の中の富良野市

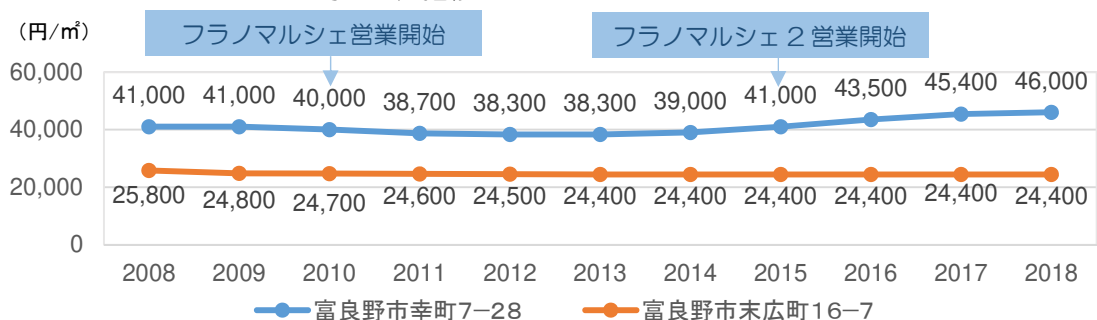
- ・広域で見ると、富良野市は、富良野圏域（富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村）の生活圏の中心であり、買物等の民間消費が流入しています。



■フラノマルシェ1・2 年度別総来場者数 (人)



■フラノマルシェ1・2 周辺地価推移 (円/㎡)



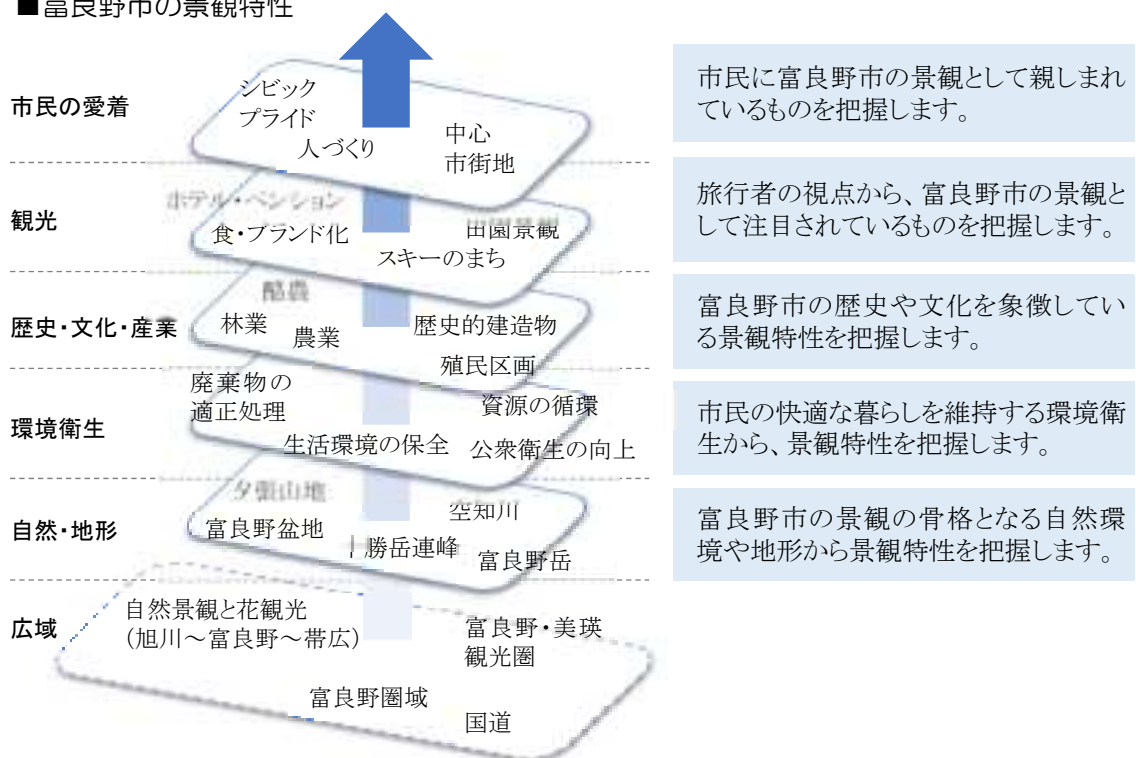
2. 富良野市の景観特性

富良野市の農業や観光といった地域産業や人々の暮らしを支える景観づくりを進めていくことができるように、景観特性を把握します。

富良野市の景観特性は自然・地形を基本に、環境衛生、歴史・文化、農業や観光などの地域産業に関わる資源などから構成されています。また、市民の愛着から把握できる景観特性も存在します。さらに、近隣市町村を含む広域の中での富良野市は、地域産業や暮らしの面から拠点としての資質を持ち合わせています。

このように、広域の中での富良野市の位置づけや特徴を捉えたうえで、景観特性を5つに分類して整理します。

■富良野市の景観特性

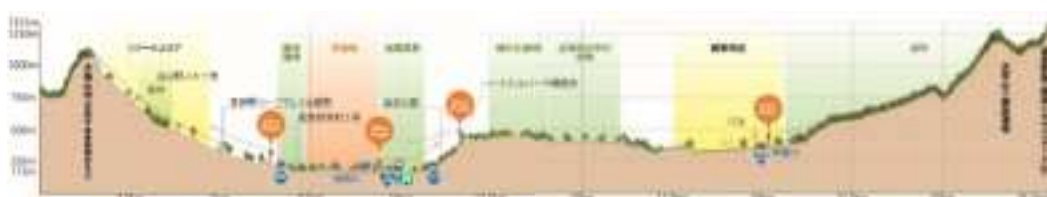


(1) 自然・地形からみた景観特性

●山々に囲まれた地形と丘陵地からなる広がりのある景観

富良野市は、大雪山十勝岳連峰と夕張山地に囲まれた盆地であるため、市街地や農地から背景となる周辺の山地を見上げる景観、山地から反対側の山地を背景にした市街地や田園を見下ろす景観が特徴です。

山地の中腹には丘陵地が多くあることから、丘陵地に田園が続く広がりのある景観も特徴の一つとなっています。



(2) 環境衛生からみた景観特性

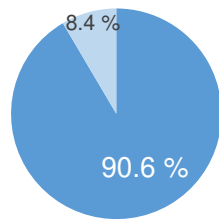
●富良野市における市民の快適な暮らしを支える環境衛生

富良野市は、昭和 58 年に 3 種分別試行、昭和 63 年の 6 種分別本格実施を経て、生ごみの堆肥化と可燃物の固形燃料化を柱としたリサイクルの取組を推進してきました。

平成 13 年 10 月からは「分ければ資源・混ぜればごみ」を合言葉に 14 種分別による徹底した資源化の取組を推進し、循環型社会の形成も進められています。

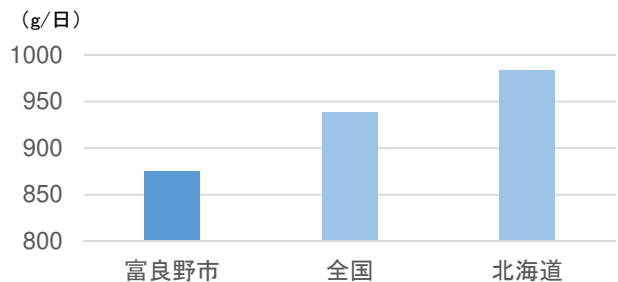
このように、限りある資源の有効活用と身近な生活環境の保全、公衆衛生の向上によって、富良野市民の快適な生活を支え、暮らしやすい環境の形成が図られています。

■可資源化処理率（2016 年 3 月末）



※再資源化処理率とは集めたごみの量に対する資源化できるごみの割合

■1 人 1 日あたりのごみ排出量（2016 年 3 月末）



※出典：富良野市・ごみ資源化の取り組み

(3) 歴史・文化からみた景観特性

●殖民区画を基本とした区割りの田園景観

富良野市の開拓は、明治 30 年（1897 年）に福岡県出身の中村千幹氏らが現在の扇山地区に入植したことから始まります。現在も殖民区画を基本とした区割りの田園景観が残っています。

また、大正 6 年（1917 年）に富良野土功組合が設立され、ヌッカシフラヌイ川とデボツナイ川を合流させる中央大排水工事を行い、大正 10 年（1921 年）に山手幹線用水路整備が行われたことにより現在の区割りとなっています。

富良野市の基幹産業である農業は、市内広範囲にわたって雄大な田園景観を形成しています。その他にも富良野市では多様な農業が行われ、生育する農作物や地区の周辺環境などによりさまざまな特色ある田園景観が見られます。



●傾斜地の有効利用からはじまった丘陵地に広がるぶどう畑

農家の自立経営を目標に、農業生産地帯の補完作物や稲作転換事業の一環として、傾斜地の有効利用を発端に、ワイン用ぶどうの生産が始まりました。現在は、丘陵地に沿って広がったぶどう畑を形成し、富良野市特有の景観となっています。



●東山地区の丘陵地帯に見られる夏場の風物詩・ニオ

東山地区は丘陵地帯の田園景観が形成され、苗植えから収穫まで四季折々の景観があります。

また、麦稈ばっかんロールや東山地区独特の高く積みあがった棒積み（ニオ）は夏場の風物詩となっています。



(4) 観光からみた景観特性

●旅行者からも評価される市街地景観、自然、リゾート景観

ラベンダーやぶどう畑などの田園景観をはじめ、雄大な自然を生かした映画やドラマのロケ地を訪れる旅行者が多く、富良野市の景観は重要な観光資源の一つとなっています。

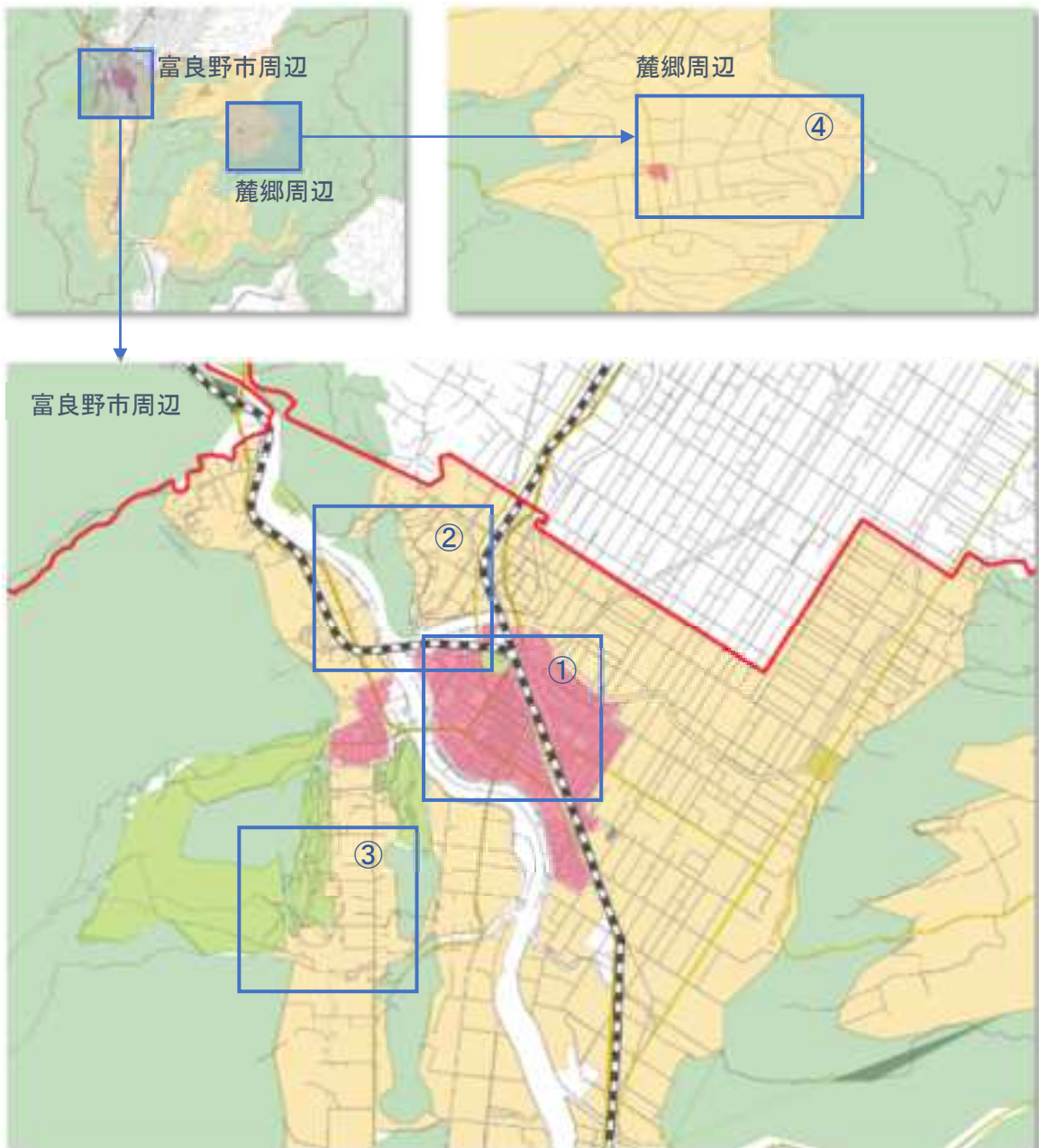
SNS や口コミサイトを用いた分析を行い、観光的視点から、旅行者が注目している富良野市の景観特性を抽出します。

SNS や口コミサイトの利用者層や投稿の特徴をふまえ、国内／国外の旅行者の関心の相違や、投稿されたキーワードなどを抽出し、より発展的な分析を行うことも想定します。

インスタグラムの投稿数を分析すると、以下のような傾向が見られます。

※インスタグラムの投稿は、2019年5月1日時点

■SNS に見る観光資源による景観特性の抽出：富良野市周辺、麓郷周辺



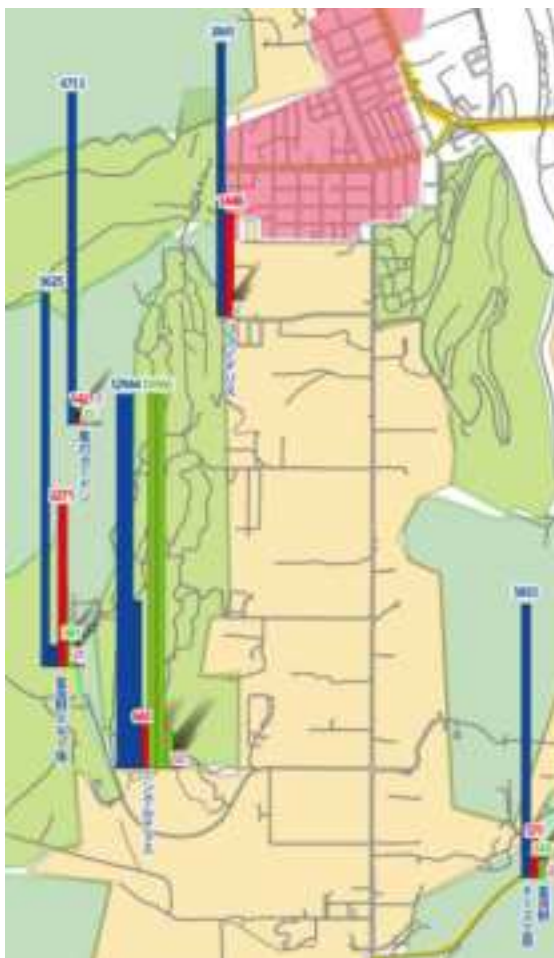
①富良野市中心部周辺



②富良野市郊外部周辺



③リゾートエリア周辺



④麓郷周辺



Instagram 凡例	
	日本語
	英語
	韓国語
	中国語

【Instagramの投稿から読み取れる旅行者の関心傾向（#富良野、FURANO で抽出）】

市街地のスポットについての投稿が多く、JR 富良野駅からフラノマルシェ周辺に旅行者の関心が集まっている。

北の峰地区のニングルテラスや風のガーデンなど、富良野市の自然環境に魅力を感じる旅行者が多い。

●スキーのまちの象徴であるゲレンデと自然との調和

昭和 52 年（1977 年）の FIS ワールドカップを契機に国際的な「スキーのまち」として知名度を得ました。雄大な自然と調和するゲレンデや周辺の観光地は富良野市を象徴する景観の一つとなっています。



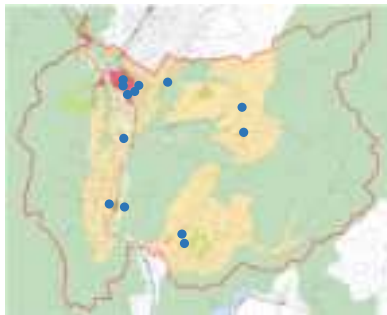
(5) 市民の愛着からみた景観特性

●小中学校の校歌に表れる富良野市の自然環境や景観的特徴

校歌の歌詞には、各学校が位置する地域を象徴するキーワードが盛り込まれており、地域の自然環境や景観的な特徴が表れやすくなっているため、市内小中学校の校歌から富良野市の景観特性を把握します。

富良野市内の小中学校の校歌では、「けむりを上げる十勝岳」「夏の雪が残る山々」、「清らかな空知川」などの自然環境の特徴や景観的特徴が謳われています。

【調査対象として想定される小中学校】



<小学校>

富良野小学校／扇山小学校／東小学校／麓郷小学校／布部小学校／鳥沼小学校／布礼別小学校／樹海小学校／山部小学校

<中学校>

富良野東中学校／富良野西中学校／麓郷中学校／布部中学校／樹海中学校／山部中学校

【小中学校の校歌の歌詞から見るキーワード】

山岳	十勝岳（煙）／芦別岳／富良野岳／山並み／東西の峰々
みどり・田園	緑あふれる丘／樹海／原始の森／田や畑／稲
川、水	空知川／鳥沼の水の清さ／清らかな流れ
その他	はしどいの花／こぶしの花／夏の雪／風雪

●市民に親しまれている祭りなどから見られる富良野市の特徴

夏に富良野市で行われるお祭りの一つ「北海へそ祭り」は市民のみならず旅行者にも愛される祭りであり、その中で踊られる「北海へそ踊り」は富良野市のユニークな景観の一つとなっています。



また「北海へそ音頭」「北海どまんなか」は富良野市の自慢を紹介する歌詞となっており、「蝦夷のまんなかの出べそ石」、「十勝(やま)のおへそがけむりを吐けば」、「つつじ花さくへその街」など市民が愛着を持っている富良野市の特徴が見られます。

【「北海へそ音頭」「北海どまんなか」の歌詞から見るキーワード（抜粋）】

蝦夷のまんなかの出べそ石／やまのおへそがけむりを吐けば／つつじ花さくへその街
／布部川／富良野川／北の峰

3. 富良野市の景観づくりの課題

景観特性と今後の社会情勢の変化をふまえ、これからの富良野市の景観づくりの課題を把握します。景観づくりの課題に対して、効果的にアプローチしていく景観誘導の基準や施策が求められます。

●富良野市の顔となるコンパクトで整った市街地の景観づくりが求められます

富良野市の市街地は、良好な景観づくりがなされています。しかし、今後、商店経営者の高齢化や担い手不足に伴い、小売店や商業施設などにより形成される街並みが変化していくことも想定されます。

令和4年（2022年）には富良野市庁舎の建替えも予定されています。JR富良野駅からフラノマルシェなどの観光拠点、富良野市新庁舎までのコンパクトで整った街並みの維持・保全のため、適切な景観誘導が求められます。

●良好な田園景観の維持・保全と継続性のある活用が求められます

農業の担い手不足による美しい農地の維持・管理や、旅行者の畑への立ち入りなどが課題となっています。農業は富良野市の基幹産業であり、観光資源でもある田園を維持・保全しつつ、観光資源としての田園景観が共存する継続性のある景観づくりを進めていく必要があります。このため、田園景観の維持・保全に資する適切な景観誘導や景観をマネジメントする仕組みを見据えた取組が求められます。

●自然環境と調和したリゾート地や街並みの維持・保全が求められます

富良野市の自然環境や田園景観は、北海道を代表する景観として国内外を問わず人気が高く、外資系ホテルの流入も目立ちます。

今後も、北の峰地区などのリゾート地や中心市街地などにおいて新たに宿泊施設や店舗などの建設が行われていくことが予想されます。

リゾート地の街並みの変化に対応するため、周辺の自然環境、田園景観を損なわないような色彩や意匠に配慮するなど、リゾート地における適切な景観誘導を進めていく必要があります。

●富良野・美瑛地域の広域的な景観形成が求められます。

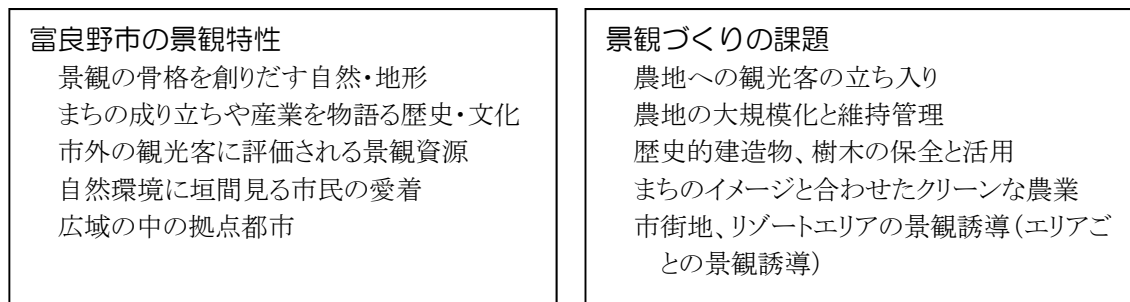
富良野市の景観づくりをより発展させていくためには、富良野市を中心として周辺市町村と連携した、より広域的な魅力ある景観づくりが求められます。

道路や河川など景観の軸となる資源のつながりを意識した広域的な景観づくりへの配慮が必要です。その中で富良野市の美しい景観づくりを進めていくため、適切な景観誘導が求められます。

4. 富良野市の景観づくりの考え方

富良野市の景観特性と課題から、富良野市の景観の価値は、暮らしの営みそのものにあるといえます。特に、自然環境を背景とした人々の営みが、農業を背景とする地域産業を生み出し、美しい景観を形成しています。その美しさは地域外からも人を惹きつけ、観光にも結びつき、交流の拡大にも波及しています。

景観づくりの取組が進むことで、美しい景観が守られると同時に、景観が富良野市のブランドとなりまちの価値を高めます。



富良野市の景観の価値

美しい自然環境を背景とした人々の営みが景観を創り、観光資源となっている



美しい景観を守っていくための
景観計画による景観誘導

人の暮らしが創り出す
景観のマネジメント

景観と農業や観光が密接に連動しているため、仕組みがあることで持続可能となる

景観誘導と景観のマネジメントの考え方を踏まえた持続的な景観づくりへ

- 基本理念（目指す姿）、基本方針
- 景観計画の区域
- エリアごとの景観づくりの展開

3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念

富良野市の景観づくりの考え方を踏まえて、富良野市の景観づくりの基本理念を掲げます。基本理念は、美しい富良野市の景観を後世に引き継ぐための誘導、景観のマネジメントを進めていったあとに実現される目指す姿と位置付けます。

峰々(みねみね)の自然とくらしが共生する 田園都市ふらの

富良野市の景観は、大雪山十勝岳連峰や夕張山地の地形が大きな礎を築きました。そのうえに空知川が大地を整え、森林をはじめとした自然環境が富良野市の景観の骨格をつくり上げました。

やがて人々は自然の恵みを活かした農業や生業によって生活を豊かなものとし、くらしの営みの中で歴史や文化が積み重ねられ、美しい景観に磨きが掛けられてきました。

今では国内だけでなく諸外国からも美しい景観のまちとして知られるまでとなり、人々が磨き上げてきた富良野市の景観を高い水準で引き継いでいく必要があります。

自然環境が築いた骨格の上にくらしの営みがつくり上げた富良野市の景観を受け継ぎ、市民のほか多様な人々の交流を生み出すみどりの国際都市を目指します。

2. 基本方針

富良野市の景観づくりの基本理念を踏まえて、基本方針を以下のように考えます。

(1)山並みのみどりや空知川などの自然環境を大切にした景観づくり【森林景観エリア】

- ・富良野市を囲む大雪山十勝岳連峰や夕張山地などの山々、丘陵地や樹海の樹林、市内を流れる空知川は、富良野市のみどり豊かな景観を創り出す重要な要素であり、市内の小中学校の校歌にも謳われており、市民にとって故郷の景観となっています。
- ・このような富良野市において重要な要素である自然環境を大切に景観づくりを図ります。

(2)東西の峰々を背景にした美しい市街地景観づくり【市街地景観エリア】

- ・大雪山十勝岳連峰や夕張山地などの山々や丘陵部の樹林を背景にコンパクトに形成されている富良野市の市街地は、富良野市の顔であり、すでに景観づくりが進められています。
- ・来訪者に富良野市の良好なイメージを持ってもらえるようにするとともに、市民の誇りと愛着の醸成につながるようクリーンな市街地景観づくりを積極的に進めます。

(3)地区ごとの特徴を生かした田園景観づくり【田園景観エリア】

- ・広域でとらえた場合に、美瑛町や上富良野町、中富良野町は丘陵地形の田園景観となっているのに対して、富良野市の田園景観は、丘陵部の樹木や山並みに囲まれたグリッド状の広がりのある農地となっており、広がりともまりを感じる田園景観が特徴です。
- ・また、丘陵地の学田地区にはぶどう畑が見られ、東山地区には高く積みあがった青エンドウ豆の棒積み（ニオ）が見られるなど、地区ごとに特徴ある豊かな田園景観が存在します。
- ・富良野市の地区ごとに特徴ある田園景観の保全・活用を図ります。

(4)夕張山地の雄大な自然と調和するみどり豊かなリゾート景観づくり【リゾート景観エリア】

- ・来訪者が多く訪れる北の峰地区には、背景の山並みや樹林のみどりの景観を大切にしながら、自然と街並みが調和する整った景観づくりを進めます。
- ・また、北の峰地区から見下ろす、整った市街地景観や四季折々の彩りある田園景観の眺望の保全・活用を図ります。

(5)富良野市を中心に広域につながる沿道景観づくり【沿道景観エリア】

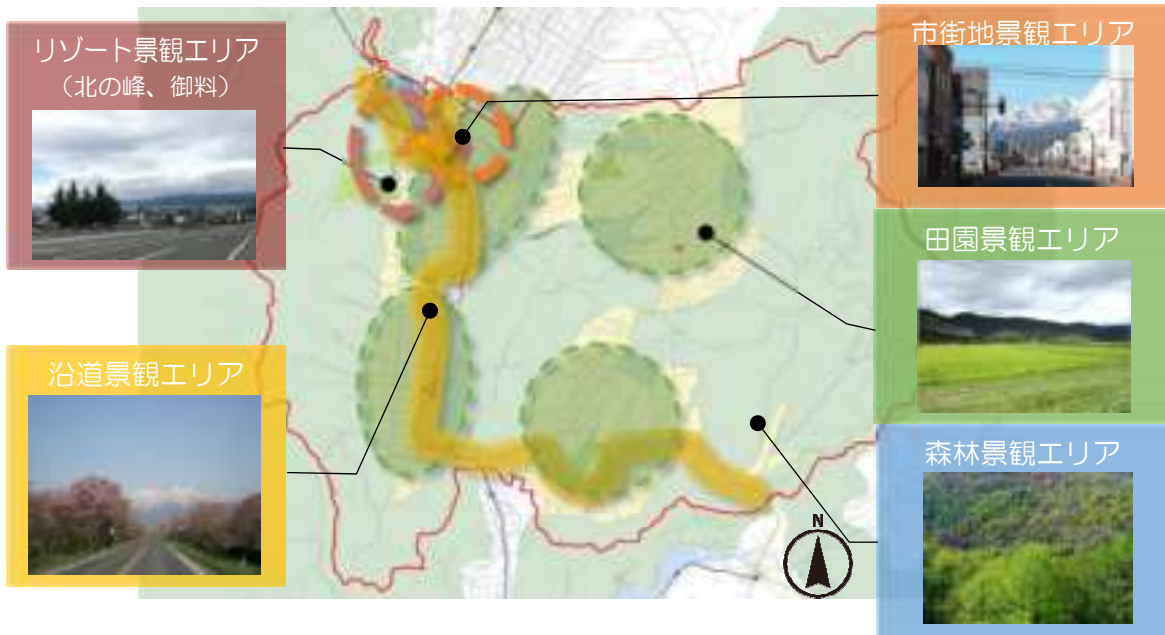
- ・広域につながる国道 38 号や国道 237 号の幹線道路からの眺めは、富良野市を印象づける景観です。
- ・特に、美瑛地域とつながる国道 237 号は、大雪連峰を背景にした美しい田園景観となっており、観光資源にもなっている景観です。
- ・幹線道路からの眺めに配慮しつつ、沿道景観を整えて富良野市および広域観光エリアとしての印象を高めるようにします。

4章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

基本理念・基本方針に基づいた景観づくりを進めるため、景観計画の対象区域は、富良野市全域とすることが考えられます。

富良野市の景観づくりは5つのエリアに分けて考えることができます。



2. 景観計画区域の区分(エリア分け)

エリアごとの景観特性に合った景観づくりの取組の検討を行い、効果的な景観づくりの展開を図ります。

市街地景観 エリア	JR 富良野駅周辺から空知川周辺までのエリアで、夕張山地や十勝岳連峰を背景に人々の暮らしと観光の賑わいがあるエリアです。		
田園景観 エリア	市内広範囲に広がる田園を対象としたエリアで、生育している農作物や周辺環境などでさらに5つの地区に分けられます。		
リゾート 景観エリア (北の峰、御料)	スキー場や宿泊施設などが多く立地するエリアで、夕張山地の自然環境と調和する景観が評価されているエリアです。		
森林景観 エリア	富良野市の約7割を占める森林を対象とし、東京大学北海道演習林を含む豊かな自然環境があるエリアです。		
沿道景観 エリア	国道38号、国道237号沿いのエリアで、市内の周遊や広域観光において重要な幹線道路となっています。		

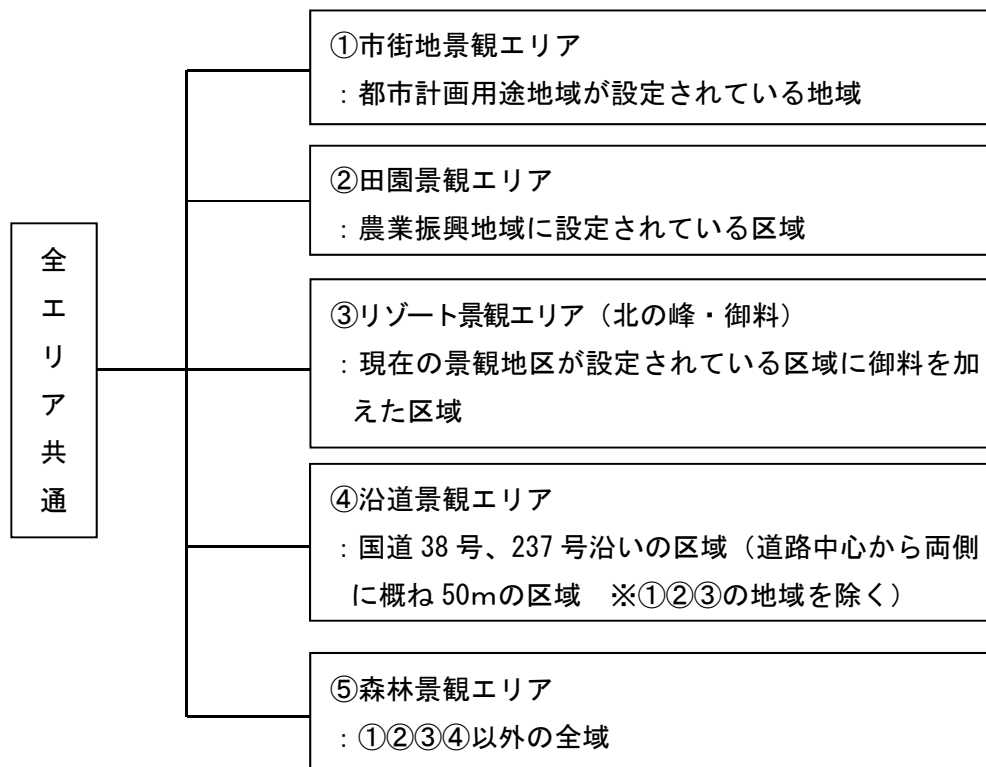
エリア	景観づくりの取り組みのイメージ方針
市街地景観 エリア	<p>富良野市のシンボルである大雪山十勝岳連峰や夕張山地への眺望を大切にしながら、富良野・美瑛地域の拠点のエリアにふさわしい街並みづくりを進めます。</p> <p>周辺の山林や丘陵部が街並みの背景となっていることから、空知川や街路を生かして市街地を囲むようなみどりの連続性をつくりだし、みどり豊かな印象を高めます。</p>
田園景観 エリア	<p>富良野市の田園景観エリアは、大きく以下の5つの地区に分かれます。それぞれの景観特性に合わせながら、田園景観の保全を進めます</p> <p>①清水山地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地に広がるぶどう畑が主となる田園景観です。 ・周辺から丘陵部の眺めに配慮するとともに、眺望ポイントとして、市街地を美しく見せることなどを考慮します。 <p>②市街地周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎを中心に多様な農業が行われており、季節ごとに表情が異なる田園景観が特徴です。 ・季節ごとに豊かな表情をおりなす田園景観の保全を進めます。 <p>③山部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪山十勝岳連峰や夕張山地を背景に、比較的平坦な地形で、水稻、メロン、スイカなどの作物が栽培されており、広がりを感じる田園景観が印象的な地区です。 ・連なる山々を背景とした雄大な田園景観の保全を進めます。 <p>④麓郷地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森林に囲まれた広がりのある田園景観であり、畜産も行われている地区です。 ・テレビドラマのロケ地となっていたため、多くの人を訪れる地区でもあるため、みどりに囲まれた田園景観の保全と活用を進めます。 <p>⑤東山地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地を遠くに望む丘陵地に畑地が広がり、奥行のある田園景観となっています。また、棒積み（豆ニオ）は東山地区の代表的な風景です。 ・丘陵地の畑地が創り出す美しい田園景観の保全を進めます。
リゾート景観 エリア (北の峰、御料)	<p>富良野スキー場のあるリゾート景観エリアは、みどりに囲まれた富良野市の観光エリアであり、多くの来訪者が訪れる場所です。</p> <p>上富良野方面から富良野市へ入る国道237号の軸線上にあり、スキー場を含めた北の峰エリアが富良野市をイメージさせる重要な眺めにもなります。</p> <p>リゾートエリアにふさわしいエリア内の景観づくりはもちろん、国道な</p>
森林景観 エリア	<p>富良野市には、景観の背景となる大雪山十勝岳連峰や夕張山地の山々の樹林のほかに、「樹海」と呼ばれ市民から親しまれている東京大学北海道演習林など豊かな森林景観を身近に感じるエリアもあります。</p> <p>富良野市の景観の背景となる森林景観および身近に感じられる森林景観の保全を進めます。</p>
沿道景観 エリア	<p>広域観光の幹線道路である国道38号は、富良野市の背景となる山々の自然から市街地、田園、森林をつなぎ、国道からの眺めは様々なシークエンスとなります。</p> <p>そこで、背景となる山並みや沿道の田園景観の妨げにならないように美しい沿道景観づくりを進めます。</p>

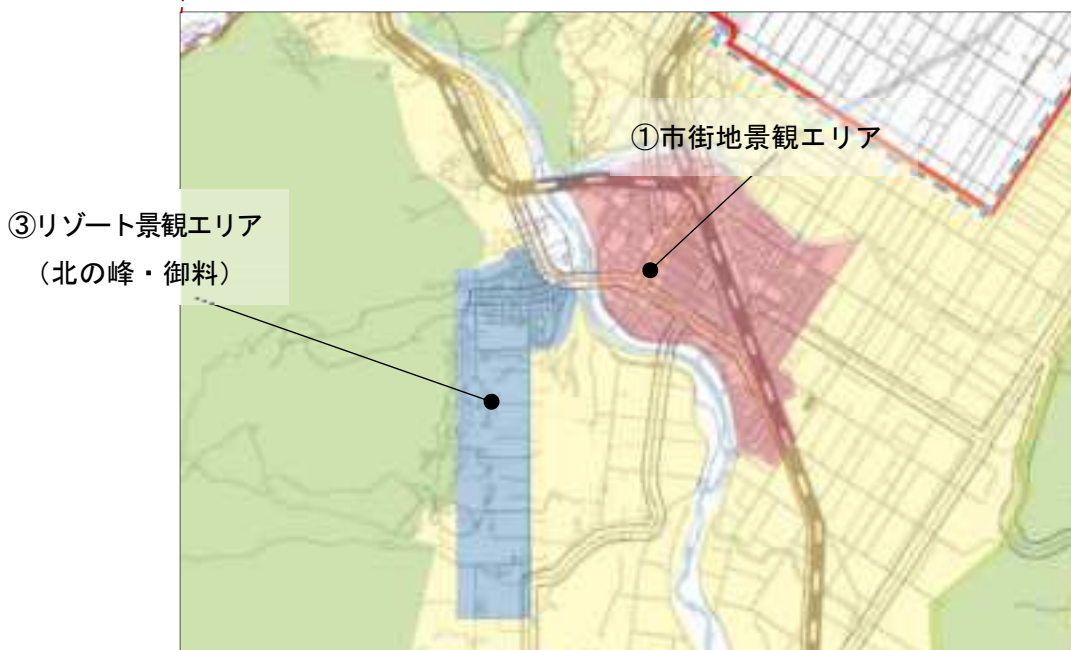
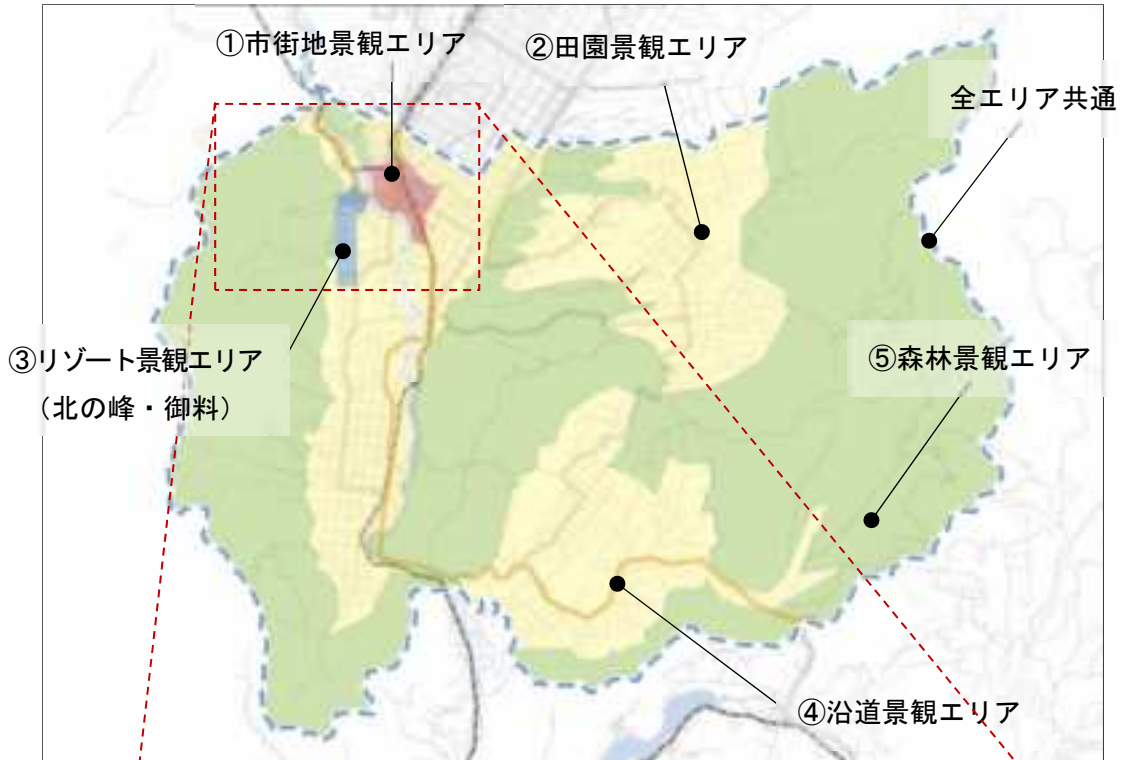
5章 景観づくりのルール(行為の制限)

1. 富良野市の景観づくりの基準

(1) エリア区分

景観形成基準の決定にあたり、景観特性ごとに以下のエリア、地区を設定します。





〈凡例〉

- ①市街地景観エリア：都市計画用途地域が設定されている地域
- ②田園景観エリア：農業振興地域に設定されている区域
- ③リゾート景観エリア（北の峰・御料）
：現在の景観地区が設定されている区域に御料を加えた区域
- ④沿道景観エリア
：国道 38 号、237 号沿いの区域
（道路中心から両側に概ね 50m の区域※①②③の地域を除く）
- ⑤森林景観エリア：①②③④以外の全域

(2)全エリア共通の景観形成基準



〈景観形成の方針〉

- 富良野らしい景観形成の土台となる**自然環境との調和**を図ります。
- 富良野盆地の地形を活かした**良好な眺望を配慮**します。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・富良野市全体として調和のとれた景観形成を目指す。
- ・富良野岳・芦別岳や空知川などの富良野市の景観資源に対する眺望の保全を行う。
- ・山並みへの眺望を見通すことができるゆとりのある空間づくりを行う。
- ・背景となる山並みなどの自然環境と馴染むような色彩、意匠とする。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物及び工作物の建設等</p>	<p>位置・配置</p> <p>(1)周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p>  <p>(2)大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。</p> 	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>(2)展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。</p> <p>(3)地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を阻害するとき。</p>

		<p>(3)道路に面した建物配置を避け、アプローチや植栽等を含む緩衝帯によって、圧迫感の低減に努めること。</p>  <p>民地 歩道</p> <p>(4)建築物に付帯する設備等は、道路に面した配置を避け、道路やその他公共空間から容易に見えないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。 また、建築物壁面との調和、建築物本体との一体感を持たせるよう工夫に努めること。</p>  <p>建物付帯設備の被覆</p> <p>建物付帯設備の被覆バックヤードに設置する柵は自然素材が望ましいですが、難しい場合は、茶系の色彩を選定するなど周囲の景観に馴染むような色彩を使用しましょう</p>	
	<p>規模・高さ</p>	<p>(1)周辺景観との調和に配慮した規模、高さとする。</p> <p>(2)大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p> 	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>(2)展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。</p> <p>(3)地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を阻害するとき。</p>

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	色彩	<p>(1)周辺景観との調和に配慮した色彩を用いること。</p> <p>(2)多くの色彩やアクセント色を用いる際は色数を抑え、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)建築物等の色彩が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>(2)建築物等の外観に多色やアクセント色等を用いることにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>【命令基準】</p> <p>上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
	形態・意匠	<p>(1)周辺景観との調和に配慮した形態・意匠を用い、全体としてまとまりのあるものとする。</p> <p>(2)広告物は1つの敷地に多数を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとする。</p> <p>(3)案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）。</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>(2)地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。</p> <p>(3)地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を阻害するとき。</p>
	敷地外構・緑化修景	<p>(1)敷地内は周辺環境との調和を図り可能な限り芝生、植栽、花壇等で緑化・修景を行い、特に道路等の公共空間に面した空間は街並みにふさわしい修景を行うこと</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を阻害するとき。</p> <p>(2)良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を阻害するとき。</p>



のぼり旗の設置については、建築物の形態、外壁の色彩や周辺との調和を図りましょう。



(2)既存の樹木や植栽は、可能な限り保存に努めること。

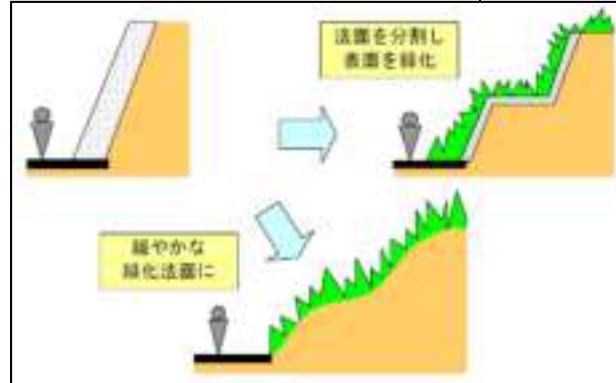
■開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

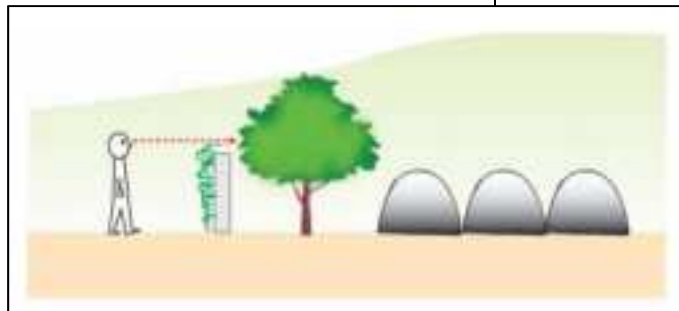
- ・大規模な地形や土地の改変などの開発行為は避け、現在の富良野市の自然環境や地形からなる良好な景観を保全する。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
<p>開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）</p>	<p>(1)街並みや周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。</p> <p>(2)大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。</p>  <p>下御料地区の開発行為</p> <p>(3)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること</p> <p>(4)開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>(5)開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、緑化に努めること。</p> 	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を阻害するとき。</p>

(6)切土や盛土を行う場合は、できる限り勾配の緩やかな法面とすること。やむを得ず擁壁となる場合には、目立たない仕上げや植栽等による修景を行うこと。











(7)屋外における物件の堆積は道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避け、沿道（自転車道含む）を通行する自動車・歩行者から見えないう樹木や柵などで目隠しをすることに努める。



■全区域共通の色彩基準

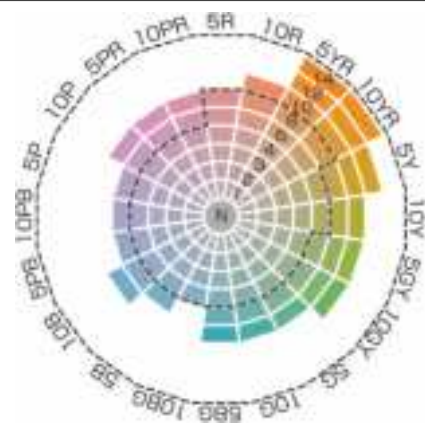
建築物や工作物の色彩は、景観の印象に影響を与えます。富良野市の地域の特性や周辺環境と調和する良好な景観形成を進めるために、届出対象行為の基準に満たない場合も含め、建築物・工作物等の基調となる部分は周辺の景観との調和を図り、極端に華やかな色彩とならないように配慮します。なお、色彩基準は北海道景観計画と同様の基準です。

基調となる部分に使用できる色彩の範囲

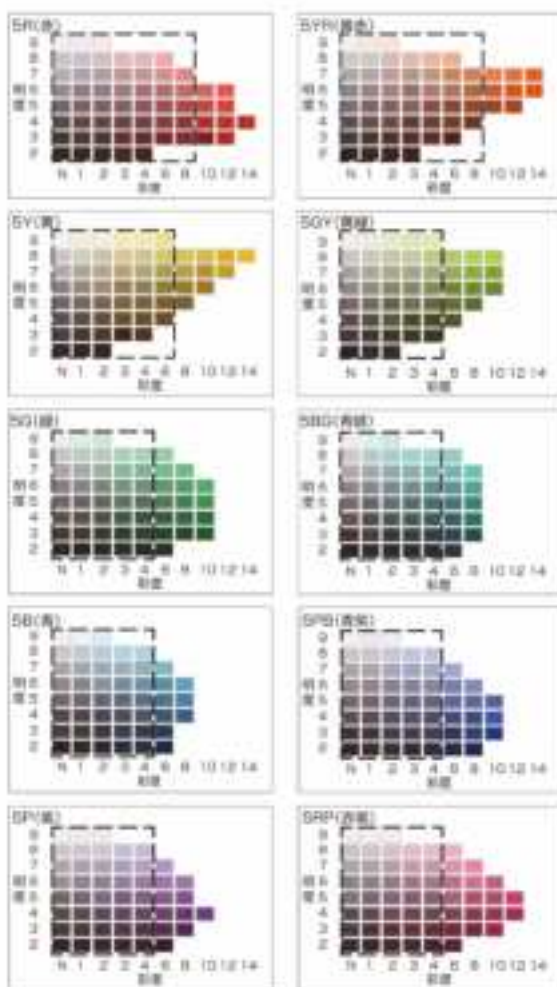
色相	彩度	明度
R (赤)  、YR (黄赤) 	8 以下	0~10
Y (黄) 系 	6 以下	
上記以外その他     	4 以下	

色彩基準の適用外のもの

- ・意図的な着色を施していない石材、木材、レンガ、コンクリート、金属材料（ステンレス、アルミ、鉄他）、ガラス材等で仕上げたもの及びこれらに類するものの色彩
- ・その他、航空法に定められた昼間障害標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩



マンセル表色系



本景観計画では、日本工業規格（JIS Z8721）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表します。

ひとつの色を【色相】【明度】【彩度】の3つの属性の組み合わせによって表現します。

【色相】

色相は「色合い」を表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの組み合わせによって表します。


【明度】

明度は「明るさの度合い」を0から10までの数値によって表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が10に近くなります。

【彩度】

彩度は「鮮やかさの度合い」を表します。色相によって異なりますが、0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、無彩色は0になります。鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

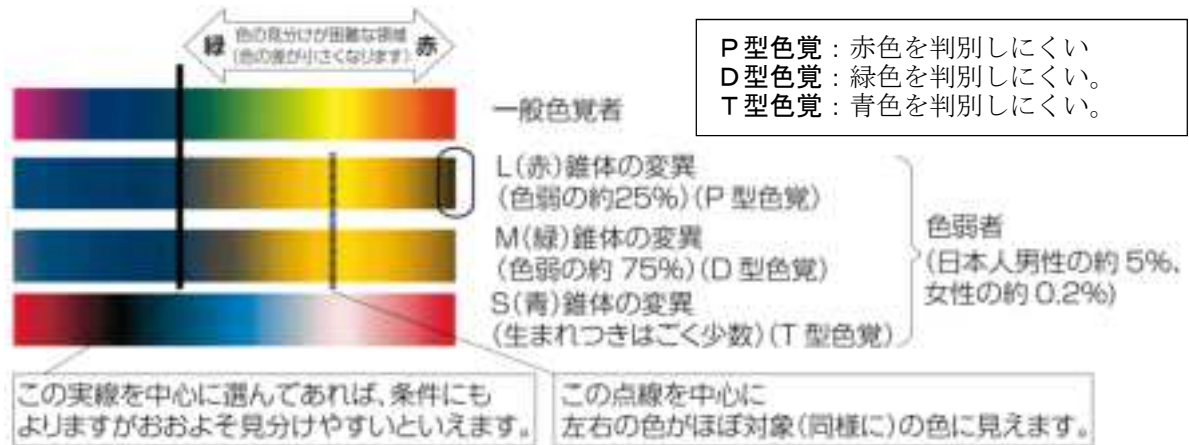
※この表色系は印刷物のため、正確な色彩とは異なります。実際の色彩は「色票」によりご確認ください。

 基調となる部分に使用できる色彩

※色彩使用の推奨事項

【カラーバリアフリー対応】

建築物や工作物の外観等、基調となる部分に色彩を用いる場合は、カラーバリアフリー（配色による見えにくさを避ける工夫）への配慮を心がけましょう。色彩の組み合わせ（例：赤と緑の組み合わせ等）によって、色覚障がいの方や高齢者などは色の判別がしにくいことがあるため、誰もが見やすい配色や色彩に整えていくことが望まれます。



※出典：東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン（平成 23 年 3 月）

発行 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課 監修 NPO 法人カラーユニバーサルデザイン機構

※P型、D型、T型等は、NPO 法人カラーユニバーサルデザイン機構が提案している色覚タイプの呼称です。

【実物大の素材サンプル使用による検証】

色彩使用や配色検討を行う際は、できるだけ実物大に近い大きさや素材のサンプルを用いて、現地確認することを推奨します。

印刷物による色見本は、小型で色面積も比較的小さい種類が多いため、実際の色と印象が異なる場合があります。実物大の素材サンプルを使用した検証を行うことで、色彩選択時の印象の乖離（かいり）を防ぎ、良好な景観との調和を図ることができます。

参考：富良野市景観地区における色彩の基準（建築物の新築や増改築、修繕などを行う場合の基準）

名称	スキー場山麓地区	森林文化地区	下御料地区												
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の 1/5 を超えて使用しないこと。 ただし素材色で、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた部分はこの限りではない。 														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>マンセル表色系による色相・色の対応</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B (青)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			マンセル表色系による色相・色の対応		R (赤)	8	YR (黄赤)	9	Y (黄)	6	B (青)	4	上記以外の色相	4
マンセル表色系による色相・色の対応															
R (赤)	8														
YR (黄赤)	9														
Y (黄)	6														
B (青)	4														
上記以外の色相	4														

(3) 5つのエリアごとの景観形成基準

1) 市街地景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 富良野・美瑛地域の拠点にふさわしい【にぎわい】と【もてなし】の空間をつくります。
- 人々の豊かで潤いのある暮らしが息づく、住み心地の良い住環境をつくります。
- 観光と暮らしが共存する、回遊性があり人々の交流が促される空間をつくります。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・市街地から見える芦別岳や空知川、歴史的建造物などへの眺望を保全し、富良野らしさを感じられる景観を保全する。
- ・住宅地では、建物の統一感があり、ゆとりを感じられる街並みとする。
- ・ゆとりのある歩行空間やオープンスペースなどを活用し、回遊性を向上させ、人々の交流を促進する。

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「富良野市市街地景観エリア」における景観形成基準は以下とおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	<p>(1)歩行者に圧迫感を与えない位置・配置とすること。</p> 	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)歩行空間に迫り、歩行者に圧迫感を与え、安全な歩行を阻害する恐れがあるとき。</p>
	色彩	<p>(1)企業が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。</p>  <p style="text-align: right;">落ち着いた色合いの コンシエルジュフラノ</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。</p> <p>【命令基準】</p> <p>上記(1)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

		(2)発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮する。	【勧告・協議基準】 (1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。
	形態・意匠	(1)沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込む滞留空間の設置や、にぎわいが表出するような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。 	【勧告・協議基準】 (1)左記の景観形成基準に適合しないとき。
	敷地外構・緑化修景	(1)建築物の解体・除去後の敷地は、周辺環境との調和を図り芝生、植栽、花壇等の緑化や定期的な除草などを行い、適切な維持・管理に努めること。	【勧告・協議基準】 (1)空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより周辺景観を阻害する恐れがあるとき。

2) 田園景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 基幹産業である農業を大切に、**農地・緑地の保全**を行います。
- 富良野市のすぐれた**観光資源としての田園景観と生業としての農業の共生**を図ります。
- 地区ごとの**個性ある田園景観の保全・活用**を図ります。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

●全地区

- ・ 背景となる山並みへの眺望に配慮し、自然環境と調和する景観を目指す。
- ・ 生業としての農業とのバランスの取れた基準とする。

①清水山地区

- ・ 丘陵地に広がるぶどう畑から見下ろす市街地への景観を保全するため、建築物の高さ・規模に配慮したものとする。

②市街地周辺地区/③布部・山部地区

- ・ 市街地や国道 273 号線が近い、屋外広告物と良好な田園景観のバランスがとれた景観を目指す。

④麓郷地区/⑤東山地区

- ・ 農地などを含めた広い敷地における建築物などのレイアウトは背景となる山並みや樹林への眺望に配慮したものとする。

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「富良野市田園景観エリア」における景観形成基準は以下とおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	(1)清水山周辺から見下ろす市街地や田園景観への眺望をさえぎらないように配慮した規模、高さとする。	【勧告・協議基準】 (1)展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。
		 <p style="text-align: center;">清水山からの田園風景</p>	

	<p>色彩</p>	<p>(1)発光を伴うものは原則設置しないこと。 (2)企業が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。</p>  <p>田園風景に調和した建物</p>	<p>【勧告・協議基準】 (1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。 (2)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。 【命令基準】 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
--	-----------	--	--

■開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

- ・「富良野らしさの自然景観を守る条例」を踏襲する。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
<p>開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）</p>	<p>(1)開発行為等を行う場合は眺望に配慮し、周辺の自然環境・田園景観と調和するように配慮すること。</p>	<p>【勧告・協議基準】 (1)開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または街並みや周辺景観を阻害するとき。</p>

3) リゾート景観エリア（北の峰・御料）

〈景観形成の方針〉

- **自然環境との調和**に配慮し、国際的なリゾート地として四季折々の自然の彩りあふれる景観づくりを図ります。
- 北の峰・御料地区から見える **市街地への良好な眺望**に配慮します。

■ 建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・ 宿泊施設や飲食店などの店舗が多く立ち並ぶエリアであるため、敷地内における建物のレイアウトは自然環境や山並みへの眺望に配慮したものとする。
- ・ 高台から市街地を見下ろした眺望を阻害しない高さ・規模とし、自然環境と調和した色彩とする。
- ・ 背景となる山並みなどの自然環境と馴染むような色彩、意匠とする。
- ・ 北の峰景観地区を含むエリアであるため、景観地区との整合を図る。

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「富良野市リゾート景観エリア」における景観形成基準は以下とおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	(1)市街地を見下ろす景観や展望地からの周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとする こと。  北の峰から見下ろした市街地風景	【勧告・協議基準】 (1)展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
	色彩	(1)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 (2)屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。  北の峰スキー場駐車場から見下ろした建物風景	【勧告・協議基準】 (1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。 【命令基準】 上記(1)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

	色彩	(1)発光を伴うものは原則設置しないこと。	【勧告・協議基準】 (1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。
--	----	-----------------------	--

■開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

- ・「富良野らしさの自然景観を守る条例」を踏まえ、今後、宿泊施設や店舗などの建設に向けた開発行為が行われる恐れがあるため、周辺の自然環境を阻害しないよう配慮する。

種類・行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
開発行為等（土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）	(1)開発行為等を行う場合は眺望に配慮し、周辺の自然環境・田園景観と調和するよう配慮すること。	【勧告・協議基準】 (1)開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または街並みや周辺景観を阻害するとき。

■北の峰景観地区における規制と本計画と関係性

富良野市では平成29年度に景観法及び都市計画法に基づく景観地区として、下記のとおり「北の峰景観地区」を指定し、建築物の①色彩の制限・②高さの最高限度・③敷地面積の最低限度を定めています。

そのため、北の峰景観地区の規制に基づく認定を受けている場合は、本計画に基づく届出は対象外となります。



4) 森林景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 市民の故郷の景観である**雄大な山々や豊かな樹林の保全・活用**を図ります。
- 良好な自然環境、森林環境**の眺望に配慮します。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・周囲の自然環境を生かした景観づくりを目指す。
- ・酪農などが行われている地帯もあるため、大型の農業施設の高さ・規模などを配慮する。
- ・土壁や茅葺建築物、屋敷林や樹木など地域に馴染んだものを極力保存する。

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「富良野市森林景観エリア」における景観形成基準は以下とおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	色彩	(1)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 (2)屋根の色は、周辺の自然環境・田園景観になじみ、落ち着きのある色の使用に努めること。	【勧告・協議基準】 (1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。 【命令基準】 上記(1)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
		 <p style="text-align: center;">森林地域における地域と調和した建物</p>	
		(1)発光を伴うものは原則設置しないこと。	【勧告・協議基準】 (1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。

5) 沿道景観エリア

〈景観形成の方針〉


- 富良野・美瑛地域をつなぐ**国道 237 号線からの眺望**に配慮し、広域観光の周遊の魅力を高めます。
- 沿道から見える大雪山十勝岳連峰や芦別岳を背景とした田園景観などの**眺望を保全・活用**します。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・旅行者が多く利用する美瑛方面から続く国道 38 号線、237 号線の沿道景観の魅力を向上に向けて、車からの眺望に配慮する。
- ・街並みの連続性や遠景としての山並みへの眺望、沿道の緑化などを行う。
- ・市街地沿道地区では商業施設等も多く立地していることから、商業として必要な広告機能と良好な沿道景観の保全のバランスを考慮する。

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「富良野市沿道景観エリア」における景観形成基準は以下とおりです。

種類・行為		景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物の建設等	色彩	<p>(1)周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とすること。</p>  <p>国道 237 号線から芦別岳を見上げた風景</p> <p>(2)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。</p> <p>(3)屋根の色は、周辺の自然環境・田園景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を阻害するとき。</p> <p>【命令基準】</p> <p>上記(1)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
	形態・意匠	<p>(1)沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込むような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。</p>  <p>国道 38 号線とフラノマルシェの風景</p>	<p>【勧告・協議基準】</p> <p>(1)左記の景観形成基準に適合しない場合。</p>

2. 届出対象行為

建築物、工作物、開発行為などについて、以下の規模以上の新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

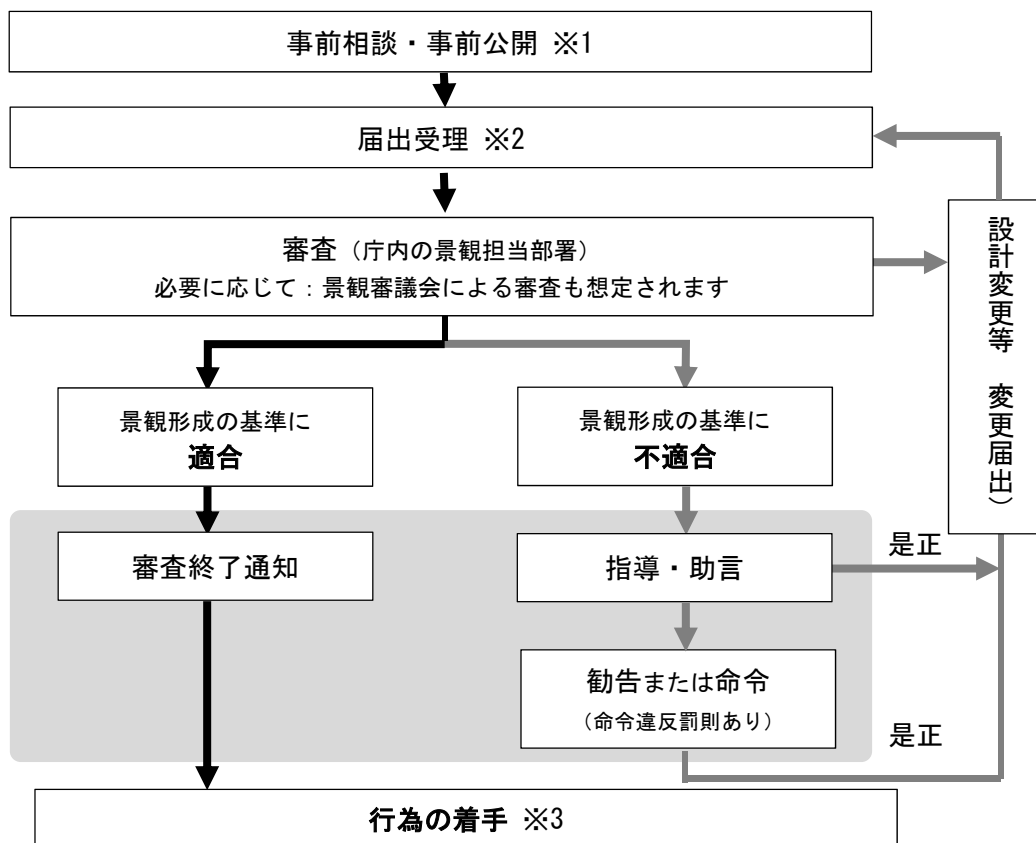
ただし、農林業及び畜産業を営むために行う行為や他の法令等で許可、認可、届出等がされる場合は富良野市景観条例に基づく届出の対象外となることがあります。

種類・行為		規模
建築物	新築・移転	高さ10mを超えるもの又は建築面積700㎡を超えるもの
	増築・改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合対象外
	外観を変更する修繕、変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの
工作物	さく、塀、擁壁等	高さ5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置されている場合は、盤面から工作物の上端までの高さが10m）を超えるもの
	風力発電設備	
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔 その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等	
	自動車車庫等の用に供する立体施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
太陽電池発電設備	高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの	
修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	
開発行為等／土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積（工事用現場資材等の一時的なものを除く）	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

※工作物すべてにおける増設・改築について、増改築により上記対象規模を超える場合は届出対象となります。ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合届出対象外です。

3. 届出に係る基本フロー図

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の30日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前相談を行い、景観審議会等で良好な景観形成に資する内容か審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。



※1 事前相談・事前公開

- ・届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく市長の勧告や変更命令により必要な変更等を要求することがある。そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。
- ・また、富良野市景観条例第10条に基づき、届出をしようとする者は関係住民等へ当該届出に係る行為の内容を周知するとともに、説明会等の方法により事前公開しなければならない。

※2 届出の受理

- ・届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。

※3 行為の着手制限等

- ・行為の届出をした者は、富良野市がその届出を受理した日から30日経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手できない。(実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは90日まで延長することがある)よって着工予定の30日前までに届出を必要とします。なお、富良野市が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から30日経過する前であっても、行為に着手することができます。
- ◆行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為を着手した者は、景観法の規定により30万円以下の罰金に処されることがあります。
- ◆建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発申請許可、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請等は、この届出とは別に申請が必要です。

6章 景観づくりに関する資源の指定方針や整備に関する事項

富良野市の景観を支える景観資源は様々です。景観法に基づき良好な景観の形成に重要な建造物等の指定や、整備に関する事項について定めることができます。これにより景観資源の維持、保全及び継承、富良野市の特性に応じた景観づくりに向けた活用などに役立ちます。以下のように指定の方針等について定めます。

1. 景観重要建造物の指定の方針
2. 景観重要樹木の指定の方針
3. 景観重要公共施設の指定および整備に関する事項
4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
6. 景観づくりを支える仕組みに関する事項

1. 景観重要建造物の指定の方針

本市の特性を活かした景観づくりを図るうえで重要な役割を担っている建造物を、『景観重要建造物』として保全・活用していくための指定方針を以下のとおり定めます。

景観重要建造物（景観法第19条第1項）の指定の方針

- ・良好な景観の形成に重要な建造物（一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観づくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則で定められている基準に基づいて指定します。
- ※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要建造物の指定の基準）

第6条 法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第8条第1項の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第11条第2項の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

全国の景観重要建造物の事例

【事例：日本基督教団鎌倉教会会堂（神奈川県鎌倉市）】

1926年にハリス記念鎌倉メソジスト教会会堂として建てられ、正面のトレーサリーを伴った大きな尖頭アーチ窓など初期ゴシック的スタイルを持ち、戦前のプロテスタント教会会堂の代表例の一つとなっています。

正面の鐘塔しょうとうは由比ガ浜界隈のランドマークとして、重要な役割を果たしています。



日本基督教団鎌倉教会会堂（鎌倉市）

【事例：岡崎城天守（愛知県岡崎市）】

1450年ころに建てられたとされ、2010年に東隅櫓ひがしすみやぐらが再建されました。東隅櫓は城の中核となる二の丸に繋がる切り通しを守る最後の砦で、岡崎城が解体された明治初頭まで存在していました。構造については木造2階建てで、母屋の屋根は本瓦葺きになっています。また、壁は白漆喰塗りで高さ約9.4mとなっています。



岡崎城天守（岡崎市）

北海道内の景観重要建造物の事例

【事例：日本福音ルーテル札幌協会（札幌市）】

札幌市中央区にある「日本福音ルーテル札幌教会」は1934年に建てられた貴重な洋風建築物として、歴史的な価値がある木造建築物です。石造風に作られた正面に対して後ろ側は下見板張り、また、アーチ型の窓はキリスト教的な建造物の特徴といえます。



日本福音ルーテル札幌協会（札幌市）

【事例：東川町郷土館 旧東川町役場（東川町）】

旧東川町役場庁舎をまちの地域特性に関連が深く、町民や訪れる人にとって景観上特に重要な役割を担っている建築物として指定しています。

自然・歴史・文化的景観を活かした施設として、景観的特性を保存、伸張させるため関係機関と連携を図り、必要な整備の推進を行っています。



東川町郷土館（東川町）

2. 景観重要樹木の指定の方針

本市の特性を活かした景観づくりを図るうえで重要な役割を担っている樹木を「景観重要樹木」として保全・活用していくため、その指定方針について、以下のとおり定めま

景観重要樹木（景観法第 28 条第 1 項）の指定の方針

- ・ 良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観まちづくりに必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令で定められている基準に基づいて指定します。

※指定にあたっては、所有者の合意が得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観法施行規則

（景観重要樹木の指定の基準）

第 11 条 法第 28 条第 1 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- （2）道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（景観重要樹木の指定の基準）

第 1 条 景観法第 28 条第 1 項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- （2）道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

北海道内の景観重要樹木の事例

【事例：セブンスターの木（美瑛町）】

テレビコマーシャルやパッケージの被写体として注目を集める樹木を、重要な観光資源の一つとして位置づけ、農地における樹木が本来もっている役割やその基盤となる周囲の農業や生活の営みを周知していくことを目的として景観重要樹木の指定をしている。



セブンスターの木（美瑛町）

3. 景観重要公共施設の指定および整備に関する事項

本市の景観づくりを図るうえで特に重要な役割を担う公共施設は、「景観重要公共施設」に指定し、景観に配慮した整備を推進します。

指定の方針

- ①景観を形成するうえで拠点や軸となり、本市の特性を活かした景観づくりで積極的な整備または維持管理が必要な公共施設
- ②本市の魅力やイメージの維持・向上に不可欠で、意匠の調整や環境整備等が必要な公共施設
- ③地域の顔となるような景観を創出する公共施設

※公共的な建造物（公共建築や鉄道駅等）は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

（１）指定に関する事項

本市の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、富良野市景観審議会の意見を聴くものとします。

■指定基準

- ・地形の骨格を形成し、豊かな生態系、生活や産業を支える河川
- ・広域の地域間をつなぎ、本市を含む圏域の沿道景観を印象づける道路
- ・まちの原風景や貴重な自然環境と調和し、人々の憩いや交流の拠点となる公園
- ・その他、本市の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設

（２）整備方針に関する事項

「景観重要公共施設」は、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、富良野市景観審議会の意見を聴くものとします。

■整備方針

- ・工作物・構造物の形態・意匠、眺望を妨げない設置箇所など、景観に配慮するように努める
- ・道路の舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・のり面等は景観に配慮するように努める
- ・道路の沿道は地域のまちづくりとも連携しながら、緑化を推進する
- ・河川の護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物などは景観に配慮するように努める
- ・地域の特性や周辺と調和した公共サインの形態・意匠、設置位置は景観に配慮するように努める
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導に努める

(3) 占用等許可の基準

本市の景観重要公共施設の占用において、占用許可等の基準を以下のとおり設定します。景観計画が施行される以前の既存の工作物等、地下埋設施設など、富良野市の美しい景観づくりを阻害しないと判断する工作物はこの限りではありません。

景観重要公共施設の占用許可等の基準

- ・ 景観重要道路：道路法第 32 条第 1 項または第 3 項の許可の基準
- ・ 景観重要公園：都市公園法第 5 条第 1 項または、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可の基準に準じる
- ・ 景観重要河川：河川法第 24 条または第 26 条第 1 項の許可の基準

全国の景観重要公共施設の事例

【事例：グリーン通り（東京都豊島区）】

グリーン大通りは、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、風格と賑わいのある街並みを形成しています。

歩道での滞留空間の配置や緑化、街路照明等とともに舗装の色彩・材料などを街路樹が引き立つように工夫し、回遊性を広げています。

また、文化芸術の舞台としての活用やオープンカフェなどによる賑わいの創出、沿道建築物等と一体となったゆとり空間としています。



グリーン通り（東京都豊島区）

北海道内の景観重要公共施設の事例

【事例：国道 39 号（西 8 号～東 6 号）（北見市）】

市のシンボリックな存在で、来訪者に親しまれている道路や河川、公園等の公共施設などで、地域の良好な景観の形成において重要なものを位置付けています。

JR 北見駅前の国道 39 号では、電線類を地中化や街路灯のデザインなどに配慮した景観の形成を図っています。



国道 39 号（北見市）

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は目的地への案内・誘導や対象物の解説など、利用対象となる人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしています。また、屋外広告物の形態・意匠、表示形式、設置位置などによっては、周辺の景観との調和を損ね、受け継がれてきた景観の維持を阻害する要素になりかねません。

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にあたっては、今後も周辺の景観との調和に十分に配慮する必要があります。

富良野市における屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、「北海道屋外広告物条例」により規制されています。

■屋外広告物の種類

屋	固定広告物	地上広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたもの
		屋上広告物	建築物の屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの(階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。)
		壁面広告物	建築物その他の工作物の壁面に表示され、又は取り付けられたもの(壁面から突き出して装置されたものを含む。)
外 広 告 物	簡易広告物	はり紙	紙製、ビニール製等のもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件にはり付けられたもの
		はり札	小型簡易なもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件に容易に取りはずすことができる状態で取り付けられたもの
		サイン板	容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に固定されたもの
		アドバルーン広告物	夜間発光して表示されたもの
		人形看板 人形旗	運輸物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に設置され、若しくは固定されたもの又は電線等を利用して空中に吊り下げられたもの
		のぼり 旗	布等又はその他の材料の後に板状に作成されたもの、半旗のぼり等、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に、取り付けられたもの
		支柱広告物	支柱その他のものに数字その他の札にして表示されたもの
移動広告物	広告物	外面に広告を表示し、又は装置して、交通手段を目的として移動する自動車	



※出典：北海道屋外広告物条例のあらまし（2019年10月）
北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ

■ 広告物の許可基準

1. 固定広告物（地上広告物・屋上広告物・壁面広告物）

	地域区分	地上広告物 (1個当たり)	屋上広告物 (1個当たり)	壁面広告物
許可地域	第一種 □商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	A ≤ 75㎡ S ≤ 150㎡ H ≤ 20m	S ≤ 300㎡ 高さは地上から30mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から20mのうち、小さい数値以下とする。	表示面積は取り付け面の1/3又は50㎡のうち小さい数値以内とする。
	第二種 □第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 □建築基準法第6条第1項4号指定地域 □その他知事が指定する地域又は場所（名寄市の一部及び札幌市の一部）	A ≤ 40㎡ S ≤ 80㎡ H ≤ 15m	S ≤ 150㎡ 高さは地上から15mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から15mのうち、小さい数値以下とする。	
	第三種 □禁止地域を除く第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、回廊住居地域 □用途地域又は建築基準法第6条第1項第4号指定地域等で高速自動車道路及び自動車専用道路から500m以内の展望できる地域	A ≤ 30㎡ S ≤ 60㎡ H ≤ 10m	A ≤ 75㎡ S ≤ 150㎡ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から15mのうち、小さい数値以下とする。	
	第四種 □用途地域を除く都市計画区域 □高速自動車道路及び自動車専用道路から500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。） □新幹線鉄道から500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。） □国道、道道、鉄道から100mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。）		A ≤ 30㎡ S ≤ 60㎡ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から10mのうち、小さい数値以下とする。	表示面積は取り付け面の1/3又は30㎡のうち小さい数値以内とする。
	第五種 □環境緑地保護地区（一部） □国立公園、国定公園、国立自然公園の自然公園として各準拠等を除く。）	A ≤ 15㎡ S ≤ 30㎡ H ≤ 10m	A ≤ 15㎡ S ≤ 30㎡ 高さは地上から10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は、屋上取り付け面から10mのうち、小さい数値以下とする。	
第六種	□国道、道道、道道、鉄道の中心10m以内の展望できる地域（用途地域等を除く。）	他の規定に準じて許可する。 ① 前面用内寸（1層）の半数又は後面用内寸の半数、又は後面用内寸の半数を超えてはならない。また、前後又は左右の側面用内寸はそれぞれ、後面用内寸の半数以下とする。 ② 後面用内寸（1層）は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。 ③ 前面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。 ④ 後面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。 ⑤ 後面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。 ⑥ 後面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。		

※ A＝1面の表示面積、S＝表示面積の合計、H＝高さ；（上適用外の箇所）は適用外の箇所を示す。

2. 商業広告物（許可地域以外）

基本事項

① 表示面積は、表示物の面積の2/3以内とし、道路幅員は、道路幅員の1/3以内とし、電柱の設置位置は、電柱の設置位置から1m以内とする。

② 設置位置の制限（設置位置等）

1. 1層

- 1層の表示物の高さ（表示物の高さ）は、表示物の高さの2/3以内とし、後面用内寸（1層）の半数以下とする。
- 後面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。
- 後面用内寸（1層）の半数以下の範囲に設置することができる。その面積は、後面用内寸（1層）の半数以下とする。

2. 2層以上

- 2層以上の表示物の高さ（表示物の高さ）は、表示物の高さの2/3以内とし、後面用内寸（1層）の半数以下とする。

③ 表示物の設置位置

表示物の設置位置は、表示物の設置位置から1m以内とし、後面用内寸（1層）の半数以下とする。

④ 表示物の設置位置

表示物の設置位置は、表示物の設置位置から1m以内とし、後面用内寸（1層）の半数以下とする。

※ 掲載の掲載先について、
北海道建設部 広報課 まで
お問い合わせください。



※ 出典：北海道屋外広告物条例の概要について（2019年10月）
北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲と調和し、良好な景観を形成している地域について定めることができます。

景観計画区域のうち農業振興地域[※]内にある農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観法に基づき「景観農業振興地域整備計画」を定め、景観づくりを図ることができます。

※農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ・ 農業振興地域のうち、景観農業振興地域整備計画の対象とする範囲
- ・ 対象とする地域の景観の特徴
- ・ 対象景観を保全・創出するための方針や取組 など

6. 景観づくりを支える仕組みに関する事項

景観法には、市民、事業者、NPO やまちづくり団体などの主体が、景観づくりへの参加・参画、協働で取組を進めていくための制度が創設されています。

（1）景観協議会（景観法第 15 条関係）

景観協議会は、景観づくりに関連する多様な主体が、景観づくりを図るために必要な協議を行うことができる仕組みです。景観行政団体や景観整備機構によって組織され、必要に応じて関係行政機関や市民、各種事業者などを加えて、良好な景観の保全・創出について協議することができます。

（2）景観協定（景観法第 81 条関係）

景観協定は、景観計画区域内において、土地所有者や借地権者等の全員の合意により締結される「良好な景観の形成に関する協定」を行う仕組みです。良好な景観の維持・整備を図ることを目的に、景観の構成要素に対して関係する主体自らが景観づくりのルールを取り決めることができます。

（3）景観整備機構（景観法第 92 条関係）

景観整備機構制度は、良好な景観形成を担う主体を景観行政団体が指定して位置付ける仕組みです。民間団体や市民による自発的な景観の保全、整備、活用等の推進を図る観点から、景観行政団体が景観の保全・整備能力を有する公益法人または NPO 法人を景観整備機構として指定することができます。

7章 景観づくりの推進方策

1. 富良野市の景観づくりを支える推進方策

富良野市の景観づくりを持続的に進めていくため、市民・事業者・行政の協働の取り組みによる「推進方策」を以下のように定めます。富良野市の美しい景観は豊かな自然環境を背景に、人々の日々の営みが創り出し、観光資源にもなっています。富良野市の景観づくりを持続的に進めていくには、美しい景観を創り出している市民・事業者・行政の協働の取り組みが必要です。

以下に定める推進方策は、農業や観光など産業と密接に結びつく富良野市の景観を持続的に引き継いでいくための仕組みのひとつです。景観形成基準と届出制度による景観誘導と合わせて、推進方策を進めていくことで効果的かつ具体的な景観づくりに取り組みます。

推進方策は各地区でのヒアリング、策定委員会での意見、市内に暮らす子ども達や海外の方（留学生）の意見など、様々な意見を踏まえて整理しています。



1. 富良野市の景観づくりを支える推進方策

(1) 生活環境やにぎわいの創出における景観づくりの促進

景観は市民の暮らしや生活環境と密接に関わり形成されています。花植えや清掃活動などの生活環境を整える取組や人と人のつながりを生み出す取組を行うことで、良好な景観がつくられます。

また、景観づくりを通じて市民や団体、事業者など多様な人々のつながりが生まれ、地域コミュニティの活性化にもつながることが期待されます。

○ 清掃・美化活動

主な実践の主体



推進方策の例

- ・ 町内会のゴミステーションの管理
- ・ 人通りの多い地区や観光において重要な拠点を中心とした清掃活動 など



春の駅前清掃活動に関する新聞記事

○ 花・緑づくり

主な実践の主体



推進方策の例

- ・ 沿道の植樹帯への花植え、手入れ
- ・ 家庭の庭を用いたガーデニングによるうるおいづくり
- ・ 駅前通りなど観光の拠点となる場所の花植えで観光客のおもてなし など



山部地区の花いっぱい運動

○ オープンスペースの活用

主な実践の主体



推進方策の例

- ・ 公共施設の周辺や歩行者の多い場所でのオープンスペースづくり
- ・ オープンスペースの活用による人のつながりの拠点のにぎわいづくり など

(2) 観光の活性化につながる景観づくりの促進

富良野市の景観は観光資源として重要な役割を担っています。大雪山十勝岳連峰と夕張山地を見通す眺望や広がりのある田園景観、ドラマ等のロケ地として知られるスポットなど富良野市の景観を守り、その魅力を活かした観光づくり、効果的な魅力発信を行うことが必要です。

観光に関わる団体や事業者を中心として取組むことで、富良野市の観光産業の発展と景観的魅力の周知につながります。

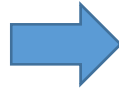
○ 観光・ツーリズム

主な実践の主体



推進方策の例

- ・眺望や歴史的建造物など富良野市の景観的な魅力を伝えるツアー
- ・歴史的建造物をリノベーションした飲食店、宿泊施設などへの活用 など



Caféゴリョウ&ゴリョウゲストハウス
リノベーション前写真(富良野市上御料)

現在はリノベーションされ、カフェ&宿泊施設として観光客を迎えています。

○ 情報発信・プロモーション

主な実践の主体



推進方策の例

- ・おすすめの眺望や富良野市ならではの体験ができるサイクリングマップの制作、マップを使ったイベントの実施
- ・SNS などによる観光客の発信力を用いた情報発信の実施
- ・富良野市の魅力的な景観を発掘し、発信する写真コンテストの開催 など



平成 28 (2016) 年から「ふらの東山フォトコンテスト」が開催されています。

(3) 景観に対する市民意識の向上

農業や観光など産業と密接に結びつく富良野市の景観は、豊かな自然環境を背景としながら、人々の手によって創り上げられ、守られてきました。富良野市の景観づくりを持続的に進めていくためには、人材の育成が必要です。

子ども達のまちに対する愛着や誇りを高める、花や緑について学ぶ・参加する機会、などの推進方策を市民協働で進めていきます。

○ 景観づくりの担い手を育てる人材育成

主な実践の主体



推進方策の例

- ・子ども達を対象としたふるさと教育や景観学習
- ・富良野市の景観について学ぶ講習や勉強会
- ・まちなかを花・緑で彩るためのガーデニング講座
- ・景観・観光ガイドの育成 など



富良野市内の小学生を対象とした景観ワークショップ「富良野まちなみ探検」の様子



外国人留学生を対象とした景観ワークショップの様子

資料

1. 富良野市景観計画策定の経過

(1) 富良野市景観計画策定委員会

会議	開催日	協議事項等	主な意見等
第1回策定委員会	平成30年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富良野市景観計画策定の目的 (2) 想定される効果 (3) 富良野市景観計画策定の流れ (4) 策定体制 (5) スケジュール(2018年度) (6) 想定される検討事項(2018年度) (7) 富良野市の景観特性の概要 (8) 意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の暮らしと景観が結びついたような計画を検討してはどうか。 ・市外や外国人の視点で富良野市の景観魅力を考える必要があるのではないかな。 ・富良野圏域など広域の視点での検討が必要ではないかな。
第2回策定委員会	平成31年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 景観計画の概要について (2) 富良野らしさの自然環境を守る条例について (3) 第1回策定委員会での主な意見について (4) ヒアリング結果の概要について (5) 富良野市の景観づくりの全体像について (6) 富良野市の景観づくりの基本理念について (7) 富良野市の景観づくりの基本方針について (8) 景観計画の区域について 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念については今後の景観をマネジメントしていく内容が良いのではないかな。 ・建物の色などの景観誘導を検討してはどうか。 ・区域については事務局提案のあった5つの区域を基本に計画を整理して良いのではないかな。
第3回策定委員会	令和元年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富良野市景観計画中間報告書について (2) 富良野市の景観づくりの基本理念について (3) 届出の対象となる行為について (4) 景観形成基準について 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念については「峰々の自然とくらしが共生する田園都市ふらの」で決定した。 ・届出対象行為について、農業経営にかかわる建物などは届出対象外とすることとしてはどうか。また、富良野らしさの自然環境を守る条例や北海道、近隣市町村の届出対象行為の基準を参考に富良野市の基準をまとめていってはどうか。
第4回策定委員会	令和元年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富良野まちなみ探検について (2) 景観形成基準について (3) 景観まちづくり推進方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準の内容をより市民に浸透させるためにも写真などを使った見せ方の工夫が必要ではないかな。 ・推進方策について、花植え活動や景観マップの作成、フォトコンテストなどのアイデアが出された。

第5回策定委員会	令和元年11月20日	(1) 富良野市景観計画(素案)について (2) 富良野市景観条例(素案)について	・色彩基準は届出対象行為に該当する建物等にだけ適用するのではなく、すべての建物についても推奨基準として市民や事業者等に周知するべきではないか。 ・推進方策における観光・ツーリズムについては、空き家をリノベーションしてカフェや宿泊施設を営んでいる事例があり、富良野の景観にも調和している施設を盛り込んでどうか。
第6回策定委員会	令和2年●月●●日	(1) パブリックコメントや住民懇談会で出された意見について (2) 富良野市景観計画(素案)について (3) 富良野市景観条例(素案)について	

(2) 市民団体ヒアリング

- ① 東山地域連絡協議会 【平成30年12月12日実施】
- ② 麓郷振興会 【平成30年12月12日実施】
- ③ 富良野市歴史的建造物調査委員会 【平成30年12月12日実施】
- ④ 移住者の会「フードの会」 【平成30年12月13日実施】
- ⑤ 山部地区総合振興協議会 【平成30年12月21日実施】

主な意見等
<p>(1) 景観は「観光資源」</p> <p>・山林や農地などは、市民にとって見慣れた景観と感じられているが、日々の営農活動が富良野市の景観を創っていると誇りを感じる。移住者、旅行者から自然環境や田園景観を評価されている。</p> <p>(2) 農地への観光客の立ち入り</p> <p>・東山、麓郷、山部などの伸びやかな農地が広がるエリアでは、観光客などが農地に勝手に立ち入る状況が見られる。また、農地が形成する景観が評価されることは良いが、農作物を勝手に取られてしまうことが起きている。そのため、農地への立ち入りやルールなど、何らかの対応が必要ではないか。</p> <p>(3) 農地の大規模化と維持管理</p> <p>・高齢化に伴い、農業の後継者が減ってきている。離農する農家もいる。離農した農地は近隣の別農家が管理する傾向にあり、農地の大規模化が起き始めている。また、新規就農者の育成や受け入れは、行政主導で進められている。</p> <p>・遊休地を新規就農者に貸し出すことはないため、一度遊休地になると、元の農地に戻る可能性は低いと考えられる。</p> <p>(4) 歴史的建造物、樹木の保全と活用</p> <p>・富良野市にある歴史的建造物は、個人所有(民間)のものが多く、また、市指定の文化財はない。</p> <p>・富良野市の歴史的建造物の特徴として、農産物の保管や農具庫など農業に関わるものが多い。</p> <p>・建築的に価値が高いものとして、渡部医院、島田邸などが挙げられる。</p> <p>・個人所有の歴史的建造物は、カフェや飲食店舗として、リノベーションする事例がある。主に、移住者の方が活用している傾向。</p> <p>・鳥沼公園は富良野盆地の原風景を表わしており、自然環境の価値が高い。</p>

(5) まちのイメージと合わせたクリーンな農業

- ・酪農業を営む農家では、農協や行政による営農環境（畜産施設の環境美化）のチェックがある。
- ・きれいな営農環境で生成された食品が、クリーンな農業とまちのイメージを形成するという理念で実施されている。

(6) 市街地、リゾートエリアの景観誘導（エリアごとの景観誘導）

- ・東山、麓郷、山部地区の農地は現状、海外資本による農地買取などは考えにくい。
- ・周囲の景観との調和を無視した開発は、市街地と北の峰や御料で起きる可能性がある。
- ・清水山の方面も無秩序な開発が起る可能性が考えられる。

(3) 富良野まちなみ探検 小学生対象ワークショップ

日 時：令和 元年 8月 8日

参加者：富良野市内の小学生12名

【プログラム】	9：30	受付開始
	10：00	オリエンテーション・景観クイズ
	10：35	まち歩きスタート（バス移動及び徒歩） ワインハウス ⇒ ハートヒルパーク ⇒ 富良野駅 ⇒ マルシェ ⇒ 文化会館
	12：15	マルシェで昼食
	13：15	景観マップづくり・グループ発表
	14：30	終了

【参加者の感想】

- ・ワインハウスから見下ろしたときに、畑の風景と建物の風景があることに気づいた。
- ・ぶどう畑の景色が良いところを見つけることができた。
- ・マルシェでおしゃれな「のぼり」を発見した。
- ・市街地は電線地中化になっていることで、ハンドホールや信号機が特別に設置されている。
- ・まちなかにもっと花（ラベンダーなど）があると良い



富良野市内の小学生を対象とした景観ワークショップ
「富良野まちなみ探検」の新聞記事

(4) 外国人留学生ワークショップ

日 時：令和 元年 9月25日

参加者：北海道内の外国人留学生3名

- 【プログラム】** 11:30 オリエンテーション・移動開始
13:00～16:00 サイクリングツアー
ワイン工場 ⇒ 富良野緑峰高校 ⇒ 御料地域開発地
⇒ 渡部医院 ⇒ フラノマルシェ ⇒ コンシェルジュフラノ
16:00 感想聞き取り
16:30 終了

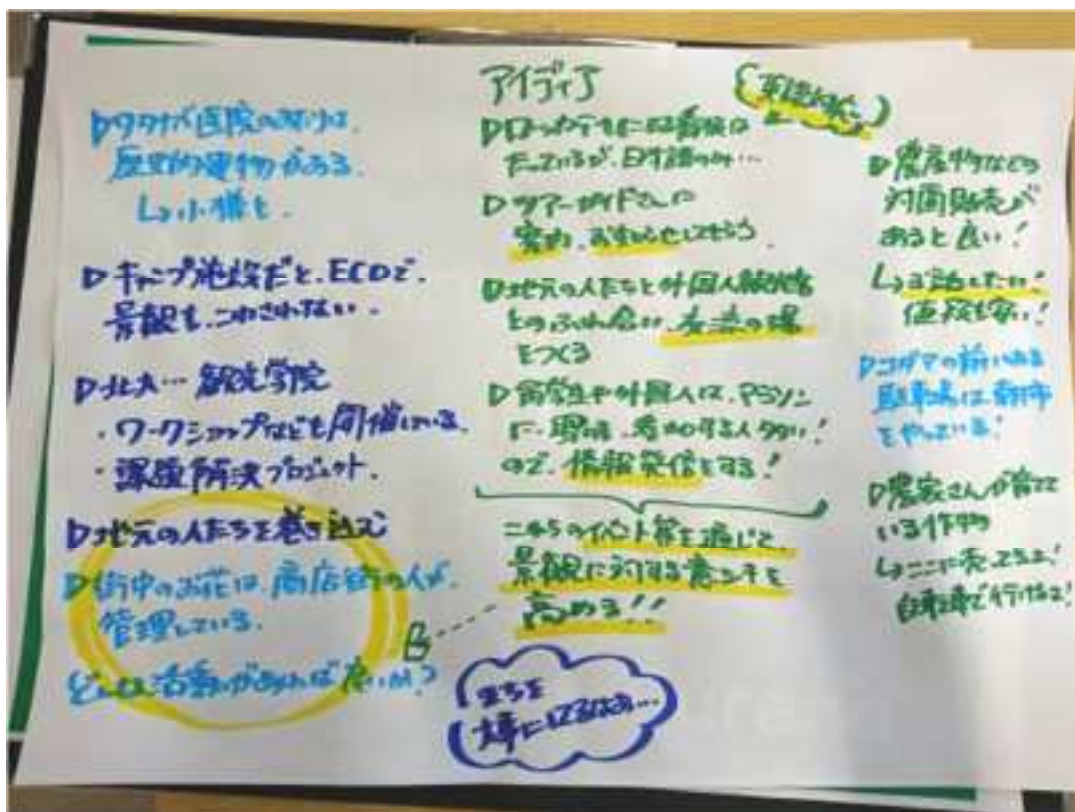
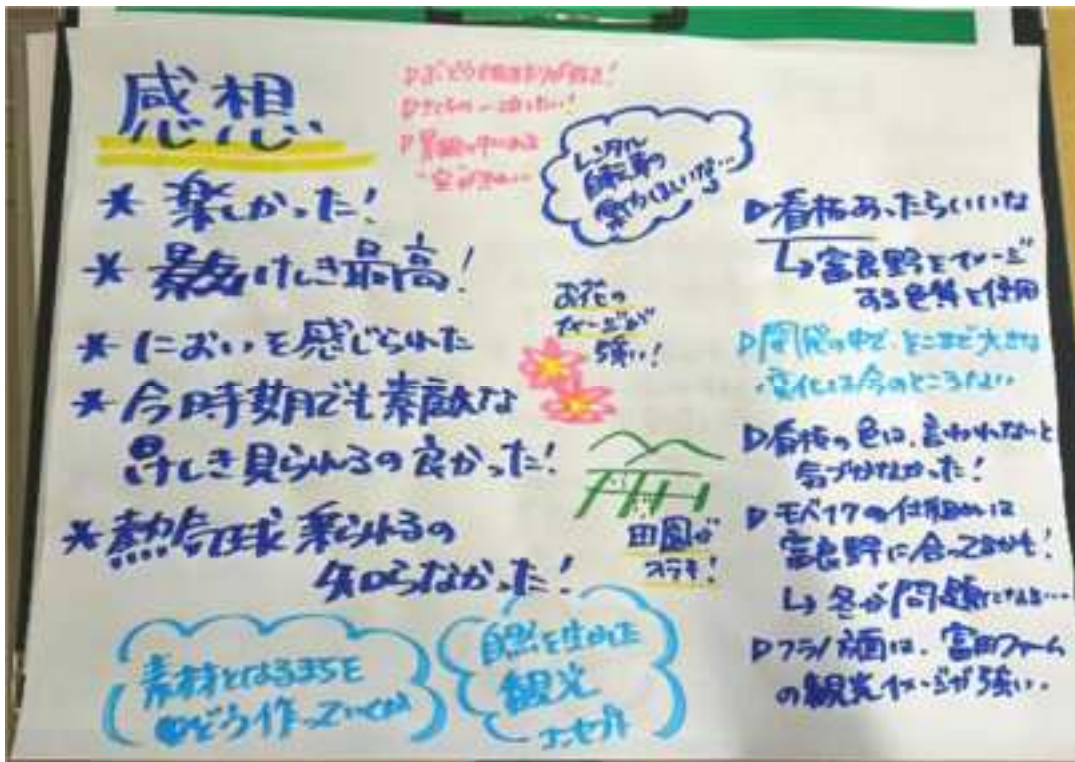


【参加者の感想】

- ・富良野市のおいを感じられた。富良野市はお花のイメージが強かったが、9月（秋）でも田園風景など素敵な景色を見られて、とてもよかった。
- ・富良野市内の看板の色は、景観を損なわないように工夫をしているとのことだが、言われて初めて気づいた。富良野市の人たちや日本人は、まちを大事にしているなど感じる。

【景観形成・保全に関わるアイデア】

- ・開発区の利用方法としてキャンプ施設にするとエコで景観も壊されず済むのではないかな。
- ・レンタル自転車の案内があったら良い。→富良野市をイメージする色などを使用する。
- ・地元の人たちを巻き込む。
- ・六花亭には看板は立っていたが、日本語のみの案内であったため「英語対応」となれば良い。
- ・ツアーやガイドさんに「立ち入り禁止区域」などの案内やお知らせをしてもらう。
- ・地元の人たちと外国人観光客とのふれ合いの場・交流の場をつくる。そこでは、富良野市に対する想いや、自分たちが守っていききたいものを伝えられる場とする。
- ・留学生や外国人の間では、「マラソン」がブームとなっており、興味を持つ方や参加する人が多い。そのため、外国人向けの情報発信の強化をし、イベントを通じて景観に対する意識を高められるコンテンツを作ると良い。
- ・海外の「モバイク」という仕組みは富良野市にも合っているかもしれない。
- ・北大の観光学院では、まちづくりに関わるワークショップなどを開催し、課題解決プロジェクトを実施するなどしている。地元学生などを巻き込んだら良いのではないかな。
- ・農産物などの対面販売があると良い。直接お話をしたい。市街地で売っている農産物がどこで作られているかがわかるマップや、自転車で行けるルートなどを作成してはどうか。



(5) 庁内検討会議

令和 元年 7月31日 第1回会議

令和 元年11月11日 第2回会議

2. 富良野市景観計画策定委員会

(1) 富良野市景観計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律110号）に基づき、富良野市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定及び富良野市景観条例（以下「景観条例」という。）の制定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、富良野市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の作成に関すること。
- (2) 景観条例の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観計画及び景観条例に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- (3) 市民（公募による。）
- (4) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定及び景観条例の制定が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 富良野市景観計画策定委員会委員名簿

	団 体 名	氏名	備考
1	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所 地域研究部 部長	福井淳一	
2	富良野建設業協会 副会長	軽米達也	副委員長
3	一般社団法人ふらの観光協会 副会長	小林英樹	
4	富良野商工会議所 副会頭	西本伸顕	委員長
5	富良野市農業委員会 会長代理	小川賀津博	
6	富良野地区森林組合 業務課長	鎌田慶司	
7	富良野市連合町内会協議会 副会長	田澤 豊	
8	都市計画審議会 会長	藤本多佳子	

富良野市総務部企画振興課

〒076-8555

北海道富良野市弥生町1番1号

TEL 0167-39-2304

FAX 0167-23-2121